

予算特別委員会会議録(3)(令和7年2定)			
日 時	令和7年 6月20日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時40分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横尾委員長、高橋副委員長、新井田・高野・平戸・佐藤・ 中村(吉宏)・面野・小池各委員		
説 明 員	総務・総合政策・財政・産業港湾・港湾担当・福祉保険・ こども未来・建設・教育各部長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、新井田委員、平戸委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。小貫委員が高野委員に、白濱委員が平戸委員に、橋本委員が新井田委員に、松岩委員が佐藤委員に、中鉢委員が中村吉宏委員に、下兼委員が面野委員に、前田委員が小池委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、みらい、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○佐藤委員

◎関係人口について

まず、第1項目は、関係人口について質問いたします。

政府は地方創生2.0基本構想に、関係人口の量的拡大・質的向上、実人数1,000万人、延べ人数1億人という数値目標を掲げております。先日、重点施策の一つに、ふるさと住民登録制度を創設することが閣議決定いたしました。

最近は関係人口という言葉にも慣れてまいりました。似た言葉にある、交流人口、定住人口と関係人口の違いをお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室渡邊主幹

交流人口は、地域外からの旅行者や短期滞在者のことであり、定住人口は、その地域に住んでいる人のことであり、関係人口は、交流人口でも定住人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指すものとされてございます。

○佐藤委員

小樽市では、今、実証実験を行っているとお聞きいたしましたけれども、このようなコーディネート会社はたくさんあると思いますが、本市が株式会社Another Worksに決めた理由をお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室渡邊主幹

株式会社Another Worksとの連携によるSNSアドバイザーの活用に係る実証実験につきましては、小樽市のSNSの充実や移住情報サイト「笑になるおたる」との連携強化を目的に株式会社Another Worksが提供するサービスにより、マッチングを受けたSNSアドバイザーから助言を受けているものでございまして、この取組が本市の認知度向上や本市への興味・関心の拡大につながり、関係人口の創出にも資するところとございます。

御質問にございました、株式会社Another Worksを選定した理由でございますが、今回は無償の実証実験ということで同社から提案を受け、本市にとって有益であると考え、応募に至ったものでございます。

○佐藤委員

今、応募に至ったとお聞きしたのですけれども、無償で実証実験をやってくれるというのは限定されていたのでしょうか。抽せんといった感じで、申込みをした中から選定されたのでしょうか。それとも、申込みをした自治体が、皆さんそういったサービスを提供してもらえるのでしょうか。

○（総合政策）企画政策室渡邊主幹

株式会社Another Worksで、無償の短期間の実証実験でサービスを提供してございまして、抽せん

のような形ではなく、そちらに応募した自治体とはこの取組を実施できるといったものでございます。

○佐藤委員

岐阜県飛騨市では、飛騨市ファンクラブという取組を2017年より行っております。無料で登録できまして、入会すると、会員証や、市をPRする名刺がもらえる、そのほか会員限定のイベントにも参加できます。ほかのファンクラブとの交流も行っておりまして、先ほどホームページを見てみましたら、会員数が既に1万7,000人を超えておりました。

この飛騨市の取組は、ふるさと住民登録制度に非常に近いものではないかと思えます。本市において、このような取組を検討されるお考えはありますでしょうか。

○(総合政策) 企画政策室渡邊主幹

飛騨市ファンクラブの取組は、居住しなくても地域を応援していただくことができる取組であり、ふるさと住民登録制度の理念に近いものと承知してございます。

ふるさと住民登録制度は、まだ制度の詳細が示されてございませんが、そのような自治体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みの構築を目指すこととされてございますので、まずはふるさと住民登録制度の活用に向けて、情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

この飛騨市の取組は関係人口を定量的に把握することもできますし、インターネットなどを開くと、ほかに先行して取り組んでいるいろいろな自治体が結構あります。

それを踏まえまして、本市における関係人口が増えることによるメリットをお聞かせいただけますでしょうか。

○(総合政策) 企画政策室渡邊主幹

関係人口には様々な関わり方があり、その関わり方に応じてメリットがあるものと考えてございますが、一つは本市経済の活性化につながるものが挙げられます。ふるさと納税であったり、特産品の購入であったり、観光リピーターとして本市で消費していただくことなどにより、本市経済への貢献が期待できるものと考えてございます。

また、地域の担い手の確保にもつながることもメリットとして考えてございまして、本市のイベントに何らかの形で参加・参画していただいたり、副業やボランティアなどで本市に携わっていただくことなどで、人口減少により今後、不足していくことが見込まれる地域の担い手としての貢献が期待できるほか、将来的な移住につながることも期待できると考えてございます。

○佐藤委員

それでは、反対に関係人口が増えることについての課題はありますでしょうか。あるとしたら、どのようなことが考えられるのか、お聞かせください。

○(総合政策) 企画政策室渡邊主幹

関係人口の創出・拡大に向けた課題ということで答弁させていただきますが、まずはどのように関係人口を創出するか、また、築いた関係をどのように維持し、拡大するか、その仕組みづくりが課題であると考えてございます。

また、大都市圏をターゲットにした場合、やはり物理的距離がございまして、例えば2地域居住のような形で、週末だけ住んで地域のイベントに参加するといった関わり方は難しくなると考えてございます。

○佐藤委員

それでは、そういった課題について、小樽市ではどうやって取り組んでいこうかという対策的なものは考えたりなどされているのか、お聞かせください。

○(総合政策) 企画政策室渡邊主幹

本市において、関係人口の創出・拡大に向けての今後の展開のイメージということでございますが、現在、本市では、切り口の異なる関係人口の創出事業を行っております。労働力不足を解消するためのスキマバイトサービ

スと移住体験を組み合わせた多様な働き方関係人口創出事業ですとか、主に札幌圏の若い世代をターゲットに、FMノースウェーブのラジオ番組などを通じて、小樽市の魅力を伝える地域魅力発信事業、それから発達障害のある子供を対象とした親子ワークショップ事業などがそれに当たります。それらの取組の効果を検証して、改善や、ふるさと住民登録制度の活用など、新たな展開も検討してまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

今お答えいただいたのは、どのような展開がイメージされているかということをお聞きできたのですが、先ほど、関係人口が増えることによってどんな課題があるのかということに、例えば仕組みづくりといったものが課題になるだろうと御答弁いただいたのですが、そういった課題をどうやって乗り越えていくお考えなのかということをお聞きたくて先ほど質問しましたので、お願いします。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

先ほど申し上げました課題のうち、関係人口をどのように創出するか、どのように維持拡大するか、その仕組みづくりが課題であると申し上げたのですが、それに対しては、国で今後、制度設計するふるさと住民登録制度の活用が有益になるものと見込んでございますので、まずはその情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

今、政府でも打ち出しもしましたし、今年度に大方、詳細が決まると出ておりますので、小樽市でも人口がなかなか増えていかない、むしろ減っていくというのが最大の課題だと思いますので、ぜひこの事業が成功するように、私もできるだけ応援し、そして御協力していきたいと思っております。

◎ふれあいパスについて

ふれあいパス制度についてお尋ねいたします。

令和4年3月の予算特別委員会で、我が自民党の中村吉宏委員が、この制度変更に伴いふれあい回数券について質疑しております。利用頻度は人によってばらばらなので、市民の皆様に御満足いただけるよう、ニーズに合わせた状況に対応できるよう要望いたしました。

令和3年から本市ではふれあいパスについての制度を変更いたしまして、ナンバリング管理が始まりました。本市が今まで調査・研究してきた結果、どのような見解をお持ちなのか、お示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

本制度は高齢者の社会参加と生きがいがづくりのための外出支援としまして、居住地ですとか使い方によって支援の内容を変えるものとはしていませんが、令和3年度の制度改正以降、実績としまして70歳以上の交付対象者は減少傾向にありますけれども、そのうち約5割の方に購入チケットを交付しており、利用者も年を追って微増の傾向にあります。

限られた財源の中で制度を維持するために、今、経過を注視しながら現在の内容での事業を継続しているところなのですが、今後につきましては、バス路線の減便や廃止など、この事業を取り巻く環境が大きく変化しまして、ふれあいパス制度そのものが成り立たなくなる可能性もありますので、在り方自体が今後の課題になってくるものと認識しております。

○佐藤委員

今、びっくりしたのですが、ふれあいパスの制度自体が見直されていくというのは分かるのですが、廃止の可能性もあると聞かされたのですが、その辺りも詳しくお聞かせいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

今の使い方は、外出の機会が確保されている前提で、その支援をするという形での助成になっておりますが、バスの路線がなくなったり、減便をすることによって、外出の機会が失われる可能性があります。そういったことになりますと、今の制度設計自体がかみ合わなくなる部分があるので、その部分で制度自体の見直しの必要が出て

くるということでもありますので、暗に制度の廃止自体が見えているものではございません。

○佐藤委員

確かに、バスの便も減ってきておりますし、廃止になっている路線もあります。

バスの分に関しては、今後どういった路線というか、バスの状況によって変わったりなどするのは何となく分かるのですが、ＪＲについても同じように見直していく可能性があるということですか。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

今、ふれあいバス制度自体はバスの乗車券の部分とＪＲの乗車券２種類で、どちらかをお選びいただく形になっております。

それも含めてなのですが、今、利用する方によって差をつけない形の対応はしておりますが、それがバスだけの問題ではなくて、ＪＲを使って対応できるようになるかどうか、バスに乗っていた方がＪＲを使って代替の手段となる場合もあれば、そうでない場合もありますので、その辺は実態を見ながら検討する形にはなると思います。

○佐藤委員

それでは、例えば、札幌市のこういった制度は、地下鉄に乗られるように変わりました。タクシーなども乗られるようになったと思うのですが、小樽市では、今後、タクシーも検討されることはありますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

現時点ではまだ今後の可能性の段階にありますので、そういった検討、考え方はしておりません。

○佐藤委員

それでは、最後になりますけれども、これからもいろいろと調査等をされていくと思うのですが、こういった目標で、こういった感じの調査をするのかをお聞きます。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

今後につきましては、今の社会状況の変化にもよりますが、使っていらっしゃる方たちのニーズの調査を含めまして、あと使い方、利用者の伸び、費用の部分といったものを総合的に踏まえた上で検証していく形になると思います。

○中村（吉宏）委員

◎ふれあいバスについて

私から質問させていただきますが、自分の用意した質問の前に、ただいま我が会派、佐藤委員から、ふれあいバス制度の質問をさせていただいた中で、当初、私もこれを議会の中で質問してまいりました。令和3年度に制度を変更して、いわゆるふれあいバス、バス等の回数券の上限を設けて、それで利用頻度を確認しながらということで、またこの先の制度変更を進めたいと。

そういう答弁がある中で、今の御答弁で、バスの減便や廃止という点に触れられたと思うのです。バスの減便・廃止は、今現実として起こっておりますけれども、その要因というのは人材不足、運転士の成り手不足が原因だということでもあります。高齢者の外出機会を確保する、一つの路線が減便になってもほかの便があるわけですから、あるいはほかの路線があるわけですから、こういうものを代替利用しながら外出機会を確保していくことについては、やはりしっかりと検討してサービス低下にならないことを心がけなければいけないと思うのです。

その辺は検討されたのかどうか、あるいは見解を含めてお示しいただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

今お話のありました今後の課題の部分になりますが、それは、今、委員がおっしゃったように減便となっても外出の機会自体はまだ損なわれておりませんので、そういう場合には今の使い方をベースに考えていく部分にはなりません。

ただ、これが路線廃止とか外出の機会そのものがなくなってくると、それはまた別に考えていかなければいけませんので、そういった部分も含めてこの外出の支援という制度そのものをどうしていくかという検討を今後していく必要があると思います。

○中村(吉宏)委員

今の答弁の中で、外出の機会がなくなるというお話がありましたけれども、それはどういうことなのか、いま一度説明していただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

高齢者が家に閉じ籠もってしまう、そうするとフレイルということで、虚弱で介護の必要性が増すといったものがありますが、外に出る機会を支援するための制度になりますので、たまたまその手段として、交通手段としてバスやJRというものの利用助成をしているのが現状であります。

今後については、そこの部分がそもそもなくなってしまった場合は、別な手段を検討する必要も出てくるものと思っております。

○中村(吉宏)委員

何かいまいち分からないのが、外出機会が失われることが高齢者の市民の方に起因するものなのか、それとも外部の公共交通機関の減便や廃止という利用のしにくさというものに起因をすることなのか、それとふれあいパスの今の制度を持続させていくとか、もっと利用しやすいようにという議論と全く次元の違う話なのだと思うのです。

まず、前段階の外出の機会の部分はどちらの起因でなくなるのかをもう少ししっかり示していただけますか。

○福祉保険部長

主幹から答弁させていただいているのは、外出機会という言い方があれですが、バスを使いたくても使えないような状況が起こったときに、機会が失われるという意味で申し上げたことであって、それは利用者がどうこうということではありません。

ただ、今後、社会インフラとして、そういう状況があり得るということでもあります。そういったときにふれあいパス自体を使いたくても使えない。例えば、中央バスで今やっておりますが、仮にデマンドバスになったりしたときに、制度としてそれが使えるかどうかもあります。そういったことも今後の課題として認識しているということで答弁させていただいたわけであって、この制度自体を今やめるとかやめないとか、そんな話ではないです。基本的には外出機会の支援ですから、どんな形であれ、続けていきたいとは思っているところでございます。

○中村(吉宏)委員

今、部長の答弁を伺って安心しましたけれども、特に高齢の市民の方から非常にありがたいと、これはもうぜひ持続させてほしいと、我々議員はみんな耳にしている言葉でして、これだけはやはり私も守っていきたいと思いますし、我が会派の議員もみんなそう思っているところであります。

公共交通機関の問題、公共交通の方面とのいろいろな調整等も必要だと思いますけれども、ぜひとも答弁で出てきた高齢者の外出機会をしっかりと確保するために制度の存続というか、続けていただきたいと思えます。札幌市のようにならないように、札幌市と小樽市を比較して、本当に小樽市でよかった、よく頑張ってくれているという評価も我々いただいていますので、今後ともぜひ制度維持をお願いしたいと思います。

◎入札等について

次に、本市の入札等についてです。

本市の事業を執行していくに当たり、工事や物品購入について発注事業者を決めていく際に、入札を行っていくと思いますが、その際に本市で市内事業者への優先発注を行うべく、これは指針となるものなのでしょうか、平成25年に地元優先発注に係る基本的な考え方が示されておりますが、令和7年の現在でも有効なものなのか、お示しください。

○(財政)契約管財課長

現在でも有効でありまして、毎年度2月に財政部契約管財課から適切な契約事務の進め方についてという通知を出しておりますが、その中でも、業者選定については小樽市地元企業優先発注に関する基本的な考え方に基づき、地元企業に配慮した業者選定をするよう周知しているものでございます。

○中村(吉宏)委員

そういう方針でやっていくのだということでしたけれども、この内容、地元企業優先発注に係る基本的な考え方の中で、私は市内業者に関して何おうと思えます。

市内業者や準市内業者と、業者についての位置づけがいろいろあると思うのですが、その辺りを少し説明していただけますか。

○(財政)契約管財課長

まず、市内業者につきましては、小樽市内に本社または本店を置く事業者としております。

準市内業者は、小樽市内に本社を有していないが、小樽市内に契約事務について受注先となる支店等を置く事業者となっております。

それとは別に、市内業者扱いということがありまして、小樽市内に本社を有してはいませんが、小樽市内に支店・営業所等を有することによる雇用の確保、地域経済への貢献等を考慮し、小樽市への貢献度が極めて高く、小樽市内に契約事務についての受任先となる支店等を置く事業者を市内業者扱いと位置づけております。

○中村(吉宏)委員

ここでは、市内業者とそれ以外という形で分けながら考えていきたいと思えます。

原則市内業者ということで進めていくと。そのほかに、今、市内に事業所を置く事業者とか貢献度のある事業者というお話がありました。

市内に事業所を置くということについてと、貢献度云々のお話の2点をもう少し詳しく、どういう場合が事務所を置いているのだとか、どういう場合が貢献度があるのだとか、その辺りを示していただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

○(財政)契約管財課長

市内業者扱いは、貢献度になりますが、2点ございまして、まず一つ目が、小樽市へ法人市民税を納税している事業者、そして二つ目が、小樽市内の支店営業所に勤務する小樽市に居住する職員を50人以上雇用する事業者につきましては、小樽市に対する貢献が高いので、小樽市内業者と同様に位置づける市内業者としております。

○中村(吉宏)委員

今いただいている考え方について幾つか伺いたいのです。例えば、今、市内に事業所を置くという考え方について、現場対応可能な職員が常駐し、さらにはその方々が市内に在住して工事等を行った後において、何かあった場合に迅速かつ細やかな対応が可能な状況を整えているなどの条件を設けるとしたほうがいいのではないかと思います。

単に事業所がありますと、今、貢献度の中で従業員が50人とありましたけれども、中には小樽市に支店、営業所を置いて、空き家とかプレハブに名目的に看板を取り付けて人の出入りもほとんどないという状況で事業所を置いているのだと。実態がないような状況も認められるのですが、こういう場合も事業所としての扱い、認識とすることを確認したいと思えます。いかがですか。

○(財政)契約管財課長

小樽市の指名競争入札参加資格者名簿に登録する際の手続き書類の中の一つの様式で、「小樽市内の支店、営業所等の状況」を出させておりまして、その中で小樽市内支店等に勤務する人数についてということで、小樽市内に勤務する人数、うち小樽市内に居住する人数を正規職員、パートに分けて人数を報告させておりますので、登録する際に

その辺の人数については確認しております。書類上ではあるのですが、そのようにして支店が実態をなしているかは確認しております。

○中村(吉宏)委員

ちなみに、1点確認なのですが、そういった一定の人数条件、正規とパートを分けて報告させているという話ですけれども、それは提出いただいた後に、実際に何か確認や目視というレベルのチェックをしているのか、お聞かせいただけますか。

○(財政)契約管財課長

あくまで登録申請のときに出された書類を登録時に確認するだけでありまして、その後については特に調査等は行っておりません。

○中村(吉宏)委員

特に実態的な調査、実態の把握はしていないということです。できればやったほうがいいのかと思いますけれども、これも検討ください。

次の質問をしたいのですが、原則市内発注ということなのですが、以前、物品購入等で市内業者でも調達可能な案件が市外の事業者が落札するという状況が出ているとの指摘も私も受けているのですが、この件についての認識はいかがでしょうか。

○(財政)契約管財課長

小樽市地元企業優先発注に係る基本的な考え方の運用の中なのですが、基本的には市内業者で受注できるものは市内業者で決めるというのが原則であります。市内業者あるいは市内業者扱い、あとは小樽市に支店を置く準市内業者のみでは競争性を確保できない等の理由があれば、市外業者も選定するとありますので、何かしら事情があって市外業者を入札の候補に入れて選定したものではないかと思われま

○中村(吉宏)委員

今、競争性という言葉が出ましたが、後ほどこれを議論させていただきます。

同様に一つ気になる課題として思うのが、工事事業で入札により事業者を選定する際に一定の業種では応札がない、あるいは事業者がいなくても、対象の事業者の業種の枠を広げれば、市内事業者で条件を含めて応札可能な案件も出てくるという話も耳にしております。

このような対応を行って、市内事業者に発注を持っていくという進め方は可能なのか、お示してください。

○(財政)契約管財課長

工事につきましては、国土交通省から出されております建設業許可事務ガイドラインがございまして、工事の各工種によって、できる建設工事の内容が例示されております。これに該当しない工種へ広げることは、基本的にはできないものと考えております。

○中村(吉宏)委員

そういうガイドラインがあつて、ガイドラインの中でも、今、そこに載っていないものは広げられないのだというお話ですが、可能な分野も明示されているのでしょうか。私はガイドラインを見ていないので分からないのですが、その辺をお示しいただけますか。

○(財政)契約管財課長

これは可能性の話なのですが、例えば工種の種類を広げるに当たって、建設工事の内容が複数の工事にまたがっていて、それが複数の工種に該当する場合は、工種を広げる可能性もあるものではないかと考えております。

○中村(吉宏)委員

それと、この件をお話ししていくと、もう一つ懸念されるのが、これから市内の事業者の減少等を見込んだ際に、入札を行う案件などの場合には、市内に1事業者のみが対応可能といった場合の入札などについて、原則、今、議

論している優先発注に係る基本的な考え方に基づいて進めていくのかどうかをお示しいただけますか。

○(財政) 契約管財課長

入札に対して応札できる業者が市内で1者だった場合、その業者とは1者随契できるのではないかと趣旨だと思いますが、地方自治法施行令第167条の2の第1項に、随意契約できる理由が定められております。その中の第2項に、その性質又は目的が指名競争入札に適しない契約をするとき、例えば特定の1者でなければ契約を履行できないとか、メーカーの代理店が1者に限定されるという場合には1者しかありませんので、入札せず随意契約できることが地方自治法施行令で定められております。

その1者というのは、この施行令の中では特に市内業者という限定はありませんので、仮に市内業者で1者だとしても、市外に広げたら、もし複数の業者が業務を対応できることであれば、その業者全てを含めて、指名競争入札を行うのではないかと考えられます。

○中村(吉宏) 委員

今、伺って、二つほどなのですけれども、市外の事業者に広げたら入札ができるのではないかとことであります。これは入札をすることが目的だとも聞こえるけれども、それについてはどうなのかが1点。

それと、随意契約については地方自治法施行令のお話もありましたけれども、ただ、調査したところ、やはり近隣に事業者がない町村あたりですと、随意契約を結構柔軟に利用していることも伺えるのです。こうした考え方は本市にも当てはまると思うのですけれども、この辺はどうなのか、お聞かせください。

○(財政) 契約管財課長

今、事例として、まず入札という案件で金額が大きいものについては地方自治法施行令の随意契約できる第167条の2の第1項等に該当しないといけませんので、難しいのかと思うのですが、ただ、随意契約できる場合は少額随契といまして、請負工事等であれば130万円以下、物品の購入であれば80万円以下については随意契約できると定めております。

それについては、例えば小樽市内の1者しかできないということであれば、随意契約については、何かしら適用できる余地はあるのではないかと考えております。

○中村(吉宏) 委員

今、そういった御答弁がありました。発注の仕方などいろいろ工夫をすると、市内業者を優先にということが実質的には確保できるのかということも想像しながら今お話を伺っていました。

このことも含めて他都市、札幌市も同じように市内事業者に関わってほしいと。隣接の余市町も、いろいろ条件はありますけれども、やはり町内事業者がまず優先というのが前提になっております。

もちろん本市もこの指針はしっかり進めていただけるということでしたけれども、それぞれのまちで事情は異なりますが、向いている方向は同じなのだろうと思いますので、市内事業者という発想で、今後でもできる限り対応していただきたいと思いますが、改めて市の見解をお示しいただきたいと思います。

○(財政) 契約管財課長

やはり小樽市の地元発注は地元産業の育成にも関わりますので、非常に大事なことだと考えております。基本的には市内でできることは当然、市内で行うというのが、契約の業者選定においても大原則でございまして、小樽市地元企業優先発注に係る基本的な考え方について、いま一度、本庁内で周知して、徹底させるようにしていきたいと考えております。

○中村(吉宏) 委員

先ほど競争性ということが出てきましたけれども、公平性とか公正性というものを実際に公共事業に関して担保するために入札という制度がきちんと機能していかなければならないのだという考え方は、もちろん分かるわけがあります。

他方で、今日問題として示させていただいたように、市内の人口減が進んでいる本市のような都市においては、市内事業者も活力が減退していく状況も伺える中で、公共事業一つとしても、実は年間の予算などにも含まれているでしょうし、ましてや従業員たちの生活にも関わる話になってきますし、法人・市民税が入ることであれば、小樽市の税収、財政にも関連しますし、また、従業員の方も含めて市内経済の部分にも大きく波及をしていくと。

答弁は要らないですが、公平性、公正性を保つのはそうなのですけれども、そこをきちんとしっかり認識した上で工夫して、今後とも市内事業者をしっかりと優先して、この小樽市のまちのために仕事をしていただく。また、市内業者だからこそ気づける場面というのもあると思いますので、改めてこれをお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○平戸委員

◎フロッピーディスクについて

まず、フロッピーディスクについての質問をしていきたいと思います。

今月に入って、本市で口座振替に係る193人分の個人情報漏えいしたという報道がありました。今回は漏えいした相手が金融機関の担当者1名であり、また、暗証番号などの二次被害につながる情報は含まれていなかったとのことでした。漏えいの詳しい経緯等は本筋と離れるため詳細は割愛するものの、本来は渡すべきでないフロッピーディスクを誤って渡してしまったということだと思います。

これを聞いて私が思ったのが、まだフロッピーディスクを使っているのだということです。

まず、セキュリティという観点で、フロッピーディスクを考えてみます。

フロッピーディスクについては容量が最大で約1.4メガバイトとのことで、今ではスマートフォンで撮った写真1枚も入らないような非常に低容量のものとなっています。ゆえに、大規模な情報漏えいが実質的に起こり得ないことや、現代ではフロッピーディスクドライブが搭載されたパソコンはほぼ見かけませんし、外付フロッピーディスクドライブを接続しなければフロッピーディスクを開くことはできません。その点では、USBメモリなど他の可搬記録媒体と比べて、セキュリティレベルが今となっては高い、情報漏えいしにくいとも言えると思いますが、そういったセキュリティの観点でフロッピーディスクが使われてきた側面も、もしかしたらあるのかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室成田主幹

以前より、金融機関とのデータのやり取りにフロッピーディスクが使われていたという経緯がありますため、現在も継続して使用していると考えておまして、委員がおっしゃるセキュリティの観点でフロッピーディスクを使っていたわけではないものと考えております。

○平戸委員

セキュリティは特に関係なかったということで、このフロッピーディスクについては国内での生産が終了してから10年以上が経過しておりまして、まだ通販サイト等を見ても在庫分が流通しているようですが、今後の安定的な確保という観点では難しいのだろう、今後、使われなくなっていくのだろうということが予想されます。

各種法律でも、これまでデータを提出する際の媒体をフロッピーディスクに限定する規制があったりと、フロッピーディスクを使わなければならない状況も確かにあったようですが、昨年6月にフロッピーディスクの使用を求

める規制が全て廃止されたとデジタル庁から発表がありました。

ただ、今後、使用が求められなくなったとはいえ、これまでフロッピーディスクを使っていたのを変更するには、これからも相応の時間と予算が必要になってくるのかと思います。

現状の確認ということで、金融機関へ口座振替情報を提出する際に、フロッピーディスクを使っているということがありまして、現在フロッピーディスクで提出している金融機関と、そうでない金融機関の数をそれぞれお聞かせください。

○会計課長

口座振替情報を提出している金融機関は9行ございまして、そのうちフロッピーディスクで提出している金融機関は2行、そうでない金融機関は7行となります。

○平戸委員

まだ2行がフロッピーディスクを使っているということで、全ての金融機関にフロッピーディスクで提出していたわけではないとなると、金融機関側からフロッピーディスクでの提出を求められていたことになるのでしょうか。

○会計課長

金融機関側からフロッピーディスクの提出を求められていたかについてですが、提出を求められていたというわけではなく、もともとフロッピーディスクによるデータ受渡ししかなかったものが伝送によるデータ受渡し方式が徐々に整備され、現在受渡し方法をフロッピーディスクから伝送方式へ金融機関ごとに順次移行しているところがございます。

○平戸委員

では、2行についてはまだ伝送方式のシステムが対応していないことになるのでしょうか。

○会計課長

伝送方式に銀行が対応していないというわけではないのですが、対応している金融機関に徐々に市の側から移行しているという形になります。

○平戸委員

では、次の質問で、現在、全国的に主流となっている今言われた伝送方式について説明をお願いします。

○会計課長

伝送方式につきましては、L G W A N回線を使用して各金融機関に口座振替情報などのデータを送信するものがございます。

本市では、会計課に専用の端末を設置し、口座振替の各担当課が会計課に来て、その端末を使用して、データを伝送しております。

○平戸委員

その端末は、今のところ会計課にしかないということによろしいですか。

○会計課長

そのとおりでございます。

○平戸委員

では、順次変わっていくということでしたが、今後、残りの2行のフロッピーディスクについてどうなっていくのか、見通しがあればお聞かせください。

○会計課長

現在フロッピーディスクを提出している金融機関2行につきましては、来年度4月から伝送方式に移行することで準備を進めております。

○平戸委員

来年4月にデータ伝送方式になるということで、今回であれば建設部が会計課の端末を通してデータを伝送しているということがありました。例えば担当課から会計課にはどういった方法でデータを渡しているのかについてもお聞かせください。

○会計課長

口座引き落としに係るデータを担当課から会計課にどう渡しているかにつきましては、会計課にデータを渡しているわけではなく、担当課の職員がデータの入ったフロッピーディスクを会計課に持参し、その職員が会計課の専用端末からデータ伝送する形になっております。

○平戸委員

データを伝送するけれども、伝送する前段階で結局フロッピーディスクが使われているということだと思います。現状のままではフロッピーディスクが、金融機関に送る際には直接、渡さなくて必要なくなったけれども、もしかすると、庁内ではフロッピーディスクを使うことが残る可能性があるのかと思います。

次に、担当課と会計課でフロッピーディスクでやり取りをしているというのは、何かルールで決められていることなのか、それとも慣例的なことなのか、お聞かせください。

○会計課長

先ほど回答させていただいたとおり、担当課と会計課でフロッピーディスクをやり取りすることはやっていないのですが、フロッピーディスクを銀行に持参することにつきましては、小樽市の市税等口座振替収納事務取扱要領の中で規定しております。

○平戸委員

担当課と会計課で今やり取りはしていないことは知りませんでした。

では、取扱要領でフロッピーディスクを使わなければならないとなっているのか、それとも数ある中の一つがフロッピーなのかについてお聞かせください。

○会計課長

方法の中の一つがフロッピーディスクになります。

○平戸委員

先ほど言われたとおり、来年4月からフロッピーディスクで送る方式が伝送方式が変わっていくということで、このタイミングが庁内でのフロッピーディスクの使用のやめどきになるのかなと思っています。

その際に、選択肢としてはフロッピーディスクを使う以外にどういった方法が考えられるのかについてお示してください。

○（総合政策）デジタル推進室成田主幹

持ち運び可能な媒体としましてはUSBメモリなどが考えられますが、データの紛失や破損、ウイルス感染のリスクを考えますと、庁内LANを利用したデータの受渡しが適切ではないかと考えております。

○平戸委員

私もUSBメモリは結構、嫌いというか、やはりすぐなくなったりしますし、何が入っているのか分からなくなってしまうというのがUSBの嫌なところで、私も庁内LANを積極的に使っていただきたいと思っています。

今回、話に出てきた建設部については、執務場所がそもそも離れていまして、会計課の伝送している端末を今後、庁内ネットワークに接続すれば、わざわざ建設部から会計課に、今後も変わっていくかもしれないデータの入った可搬記録媒体を持っていく必要がなくなりますし、それが業務量の削減にもつながって漏えいリスクも抑えられるのかと思います。

今後、会計課の伝送している端末を庁内ネットワークにつなぐという選択を取るべきなのではないかと思

が、その点はいかがでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室成田主幹

現在、会計課にございます端末につきましては、既に庁内LANには接続されてはおります。

しかし、現行フロッピーディスクでのデータのやり取りという形で限定していることから、これはセキュリティーの観点からファイルサーバーへの接続を制限している設定になっております。

今後は、データを伝送する課と会計課の端末のみが利用できる専用のファイル受渡しのフォルダを作成してデータを受渡しすることで、セキュリティーは担保できるものと考えております。

○平戸委員

であれば、今後フロッピーを使わずに庁内LANを使ってファイルのやり取りができることになると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、そのほかに庁内でフロッピーディスクを使っている例はあるのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

例えば、紙媒体に記録された内容を効率よく入力してデータ化するシステムがございます。そのデータの出力先がフロッピーディスクになっているものがございまして、順次、出力先を変更しているところでございます。

○平戸委員

それについては、順次フロッピーディスクから変えていく。そして、フロッピーディスクは最終的に使わなくなるという流れの中にあるのか、お聞かせください。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

今、委員のおっしゃるように、パソコンのハードディスク等に出して、それから庁内LANを通じて作業するよう変えていっているところでございます。

○平戸委員

冒頭にも申し上げましたが、フロッピーディスクは生産終了から10年以上経過していますので、これからずっと使い続けることは難しいので、フロッピーディスクの使用見直しを進めていっていただきたいと思います。

◎ナチュラルビズスタイルについて

次に、一般質問で扱ったナチュラルビズについて質問していきたいと思います。

ナチュラルビズスタイルを、クールビズ期間が終わった以降に試行期間を決めて、実施の検討をするという御答弁を本会議でいただきました。導入に向けて前向きな考えを聞けて安心しました。

その試行期間について、クールビズ期間が終わったタイミングからを検討しているとのことですが、今年度いっぱい、約半年間を試行期間とするのが妥当かと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○(総務) 職員課長

通年輕装、ナチュラルビズの試行ということで、本答弁でお答えしたとおり10月から試行を開始したいと思っています。開始後、市民の皆さんの反応や御意見などを踏まえながら、特段問題がなければ、今年度いっぱい試行で、来年4月からの本格導入という形でできればとは考えているところでございます。

○平戸委員

次に、服装の基準をつくる、もしくは整理していくというお答えもあったと思いますが、その点に関して、ナチュラルビズスタイルは、そもそも職員一人一人が気温とTPOを考えて主体的に服装を選択するという趣旨の取組と捉えています。その観点では、服装の基準をつくるのがそもそもの取組の趣旨と異なるということもあるのかと思います。

一方で、職員サイドから考えてみると、実際にどういう服装で勤務していいのか、勤務すべきなのかが分かりづ

らかったり、服装を指導する立場にある方についても、基準がないとなかなか指導しづらいといったことも実際に起こり得ることなのかと思えます。

そこで、一定の基準をつくることには賛成いたしますが、こんな服装を避けましょうというネガティブルール程度のもにとどめるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務) 職員課長

答弁の中で基準という言葉を使ったものですから、がちがちのルールみたいなものをつくるようなイメージを少し持たれたかと思うのですが、私どもが考えているのは、今、委員のおっしゃったような、こんな服装はさすがに業務上ふさわしくないのを避けようというものを、実は、夏季軽装期間がスタートして、そういうものを示してはいるのですが、それを通年で行くに当たって、改めてその辺を整理していきたいとは考えています。

あと、実は、答弁の中での事例も申し上げたのですが、これは駄目という線引きだけではなくて、デスクワークであったり窓口であったり、そういうシチュエーション別やシーズンによってふさわしい服装の着こなしみたいなもののモデルというか、イメージのようなものをつくって職員に示していければとも考えてはおります。

○平戸委員

北海道でナチュラルビズスタイルの導入が一番早かった道のホームページにそういったイラストがあって、そういう形になるのかという認識を持ちました。

次に、職員の意見も聞きながら公務員としてふさわしい服装の基準に加えて事例をつくるという御答弁をいただきましたが、職員でも20歳代の意見と50歳代の職員の意見で違いがあるかもしれないですし、意外と同じ意見だったということもあると思いますので、ぜひ各年齢層の職員から広く聞いていただくようお願いしたいと思います。

現段階ではどのようにして職員の意見を聞いていく、意見を反映していくお考えなのか、お聞かせください。

○(総務) 職員課長

これは、実は昨年、小樽市人材育成基本方針を改訂したことは皆様も御承知いただいているかと思えます。小樽市人材基本方針を改訂した中で、職員の働きやすさからエンゲージメント向上につながるような職場環境整備等を進めていくことを掲げているので、取り組んでいかなければならないと思っています。

現状、若手職員の離職が多くなっているという状況を踏まえ、特に30歳代までの若手職員の意見を聞きながら職場環境整備を進めていきたいと考えております。通年輕装、ナチュラルビズもその一環と考えておまして、先ほど申し上げた30歳代までの若手職員から服装の基準やイメージのようなものについて、意見を聞いたり検討してもらおうことを考えております。

そういう形で整理した服装の基準や、シチュエーションごとのふさわしい服装のイメージは、ある程度、年代を問わないで共通するものになるのかとは思っておりますが、ベースをそれとして、あとはそれぞれ職員自身が自分の年齢などを踏まえて、それぞれ考えていくことを想定しております。

○平戸委員

若い方の意見を中心にして、各年齢層の方が自ら考えて服装を決めていくということで、それこそナチュラルビズスタイルの本質なのかということだと思います。

次に、職員記章についてです。

小樽市職員の職員き章等に関する規則を確認したところ、執務中職員は職員記章を常に着用することとありました。ジャケットの左胸にあるバッジをつけているところ、フラワーホールと言うらしいのですが、フラワーホールか、それ以外の服では左胸につけるとあります。この規則は昭和30年、1955年に定められた規則ですので、職員の服装も当時とは大きく変化があるように思います。

責める意味合いなどでは全くないということで聞いていただきたいのですが、現状として、この規則にあるように、職員記章を着用、つまり常に身につけている状況ではないというような認識を持っています。

ジャケットのフラワーホールにつけている方は多いと思いますけれども、それ以外につけている方を見たことがないのですが、その点はいかがでしょうか。

○(総務)職員課長

記章の着用についてであります。一般的な勤務規律の確保、それから交通事故防止に関して、毎年度、複数回、職員への規定上命令というのですが、庁達を出しております。その中で、氏名標と記章の着用についてということも庁達の中で指導はしているのです。

ただ、実態としては、スーツ、ジャケット、上着を着たとき、襟などがおっしゃったような記章を着用できるような作りになっていると思うのですけれども、そういう作り以外の服装の場合は、今の私もそうですけれども、こういう夏季軽装の期間中なども含めて、実態は規定にあるような常時記章を着用している状況ではないことは認識しております。

○平戸委員

その当時と服装は変わっているものの、規則が変わっていなかったという例になるのかなと思います。

規則には職員記章をつける目的に、身分を明らかにするということが書いてあります。執務中に私は市の職員ですと身分を明らかにする必要は、特に市民など、市職員以外と接する際には必要だと思います。その意味では、首から提げているネームだけで十分身分を明らかにしているように私は思います。

現在では、夏場は当たり前のようにクールビズで、ポロシャツで勤務される方も多く、実際問題ポロシャツのどこに職員記章をつけるのだという話にもなってきます。何も職員記章をもちろん常に着用しろと言うつもりもなく、現状に合わせたルールに変えていくタイミングなのではないかと思えます。

特に、道のホームページには、ナチュラルビズスタイルでは夏と冬でこんな服装をするというイメージ図が掲載されています。その中に、夏でも職員バッジを着用するという文章が書かれているのですが、そのイラストの中には夏服のどこにもバッジがないという状況になっています。

本市で、今後ナチュラルビズに合わせて服装の基準を整理する際に、職員記章についても現状に即した規則に変えていくべきと思いますが、最後にその点の考えをお聞かせください。

○(総務)職員課長

先ほども申し上げたとおり、記章に関しては規定と実態が合っていないことは当然認識しております。一方で、古くから規定の中で着用しなければならないということで目的があったわけですので、それをこの場で常時記章を着用しなくていいことにすると簡単には言える話ではないのかと思えますが、今後、通年軽装に向けて服装の部分をいろいろ整理していくことと併せて、記章の取扱いもどうしていくべきかは検討したいと思っております。

○小池委員

◎公園への投雪について

私からは、代表質問で質問させていただいた公園への投雪について質問させていただきます。

質問した経緯については本会議でも言いましたが、ある公園で遊具がなかなか修理されなかったのを見受けまして、公園緑地課に確認したところ、投雪によって壊れたということをお聞きしたことから質問に至りました。

市は公園への投雪を基本禁止にしておりますが、市の除雪においては公園を利用していることや、市民も雪を捨てる場所がなく公園に雪を寄せている現状の中、投雪によって遊具も含めた公園施設の破損をどう今後、食い止めていけるのが課題であると思えます。他都市の事例もお話しさせていただき、今後、検討していただけるという前向きな御答弁をいただきましたので期待しているところではありますが、現状についてももう少しお聞きしたいことがございますので、質問させていただきます。

本会議同様に公園と略しますが、都市公園に限定しての質問にいたします。

まず、公園への投雪に関する周知についてお聞きいたしましたが、市のホームページと看板設置による周知ということでした。正直、私もこれまで公園への投雪についてあまり理解していなかったのですが、市民の皆様も知らない方も多いのではないかと思います。

ホームページを見る方もあまり多いとは思いませんし、ホームページと投雪禁止の看板だけでは周知が足りていないと考えますが、御見解をお示してください。

○(建設)公園緑地課長

公園への投雪禁止の周知方法につきましては、委員の御指摘のとおり、現在行っているホームページと投雪禁止看板の設置では広く周知が図られていないものと考えておりますので、今後につきましては、除雪懇談会の場での周知や除雪だよりを利用するなど、周知方法について検討してまいりたいと考えております。

○小池委員

次に、投雪による被害についてですが、市の除雪によって施設の破損があった場合の対応もお聞きしましたが、地域総合除雪業務の受託者が施設破損の有無を目視確認されていて、公園緑地課も公園開設前に目視で確認されているとの答弁でした。

まず、地域総合除雪業務の受託者が施設破損の有無を目視確認されているのは、どのタイミングで確認されているのかなど、具体的にお聞かせください。

○(建設)維持課長

地域総合除雪業務の受託者によります施設破損の目視確認のタイミングということですが、受託者が施設の破損防止のために養生などを行っている施設などにつきましては、養生の設置時と、あと撤去時に破損の有無を目視で確認しております。

なお、投雪の作業中や作業後につきましても、受託者が投雪場所の雪山の状況を目視で確認するなどをしている状況でございます。

○小池委員

あと、公園緑地課も公園開設前に目視で確認されているとの答弁でしたが、公園によっては雪が降る前の段階で既に破損していることもあると思いますが、公園開設前だけではなく、雪が降る前の段階においても確認する必要があると思いますが、見解をお示してください。

○(建設)公園緑地課長

雪が降る前の公園施設の確認につきましては、例年11月上旬に遊具の取り外しや養生、冬囲いの設置作業を行っておりますが、そのときに作業する施設につきましては、破損等の確認は行っているところであります。

一方で、それ以外の公園施設につきましては確認できておりませんので、今後、投雪のある公園施設につきましては、雪が降る前に確認作業を行ってまいりたいと思います。

○小池委員

では、現在、公園ごとに破損状況などの記録はされているのでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

破損状況の記録につきましては、目視確認時に破損状況の写真を撮影するなど、公園ごとに記録しているところでございます。

○小池委員

冬期間における公園施設の過去3年間の破損件数をお聞きいたしました。令和4年度と5年度はともに29件、6年度は22件ということでした。全体の93の公園において、一つの公園で数か所の破損もあると思いますが、約2割から3割の公園で破損があるとも考えられます。

この数字を見て、私としてはすごく多く感じられるのですが、この破損件数の内容についてお聞きいたします。

令和4年度、5年度は29件ということですが、29件の修理費は大体どのくらいなのか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

令和4年度と令和5年度の修理費についてであります。まず補修は受託者で補修するものと、市から補修業者へ依頼するものと、また、市の直営で補修するものの三つのケースがございます。そのうち、市から補修業者へ依頼した際の修理につきましてお答えいたしますが、令和4年度は約55万円、令和5年度は約30万円となっております。

○小池委員

予算もあまりない中で破損した箇所の修理もされていると思いますが、現在、破損件数に対してどの程度、修理ができているのか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

破損件数に対してどの程度の補修ができているのかにつきましては、令和4年度から令和6年度までの合計80件のうち49件が補修済みでありまして、11件が今後、順次補修する予定となっております。

○小池委員

半分ぐらいだということだと思います。

次に、地域総合除雪業務の受託者の投雪によって破損したケースもあると思いますが、3年間の破損件数80件の中で、市が負担すべき件数と受託者が負担すべき件数はそれぞれ何件なのか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

破損件数のうち、市が負担すべき件数と受託者が負担すべき件数につきましては、まず、市の負担すべき件数は63件ございまして、残りの17件が受託者において負担する件数となっております。

○小池委員

市のほうが多いということですね。

実際に冬期間の投雪によって破損を確認した場合、どのような対応をされているかについてです。様々なケースがあると思いますのでお答えは難しいと思いますが、地域総合除雪業務の受託者の投雪によって破損した場合の修理までの流れと、それ以外のケースによる修理までの流れについてお聞かせください。

○(建設)維持課長

地域総合除雪業務の受託者の投雪により施設が破損した場合につきましては、まず、受託者と維持課職員が現地にて投雪が原因であることを確認いたしまして、そのことを公園緑地課に報告いたします。その後、補修の方法などについて公園緑地課と協議した後に、受託者の手配により修理を行っております。

○(建設)公園緑地課長

地域総合除雪業務以外のケースにつきまして施設が破損した場合なのですが、その際は公園緑地課が現地の状況を確認し、補修の手配を行いまして修理を行っているところでございます。

○小池委員

しっかり連携されて対応されているということで安心しました。

次に、投雪している公園の雪解け後のごみや大きな石などの清掃について、どのような対応をされているのかという質問をさせていただきましたが、答弁では、維持課と公園緑地課が清掃を行っていますとのことでしたが、具体的にお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

投雪している公園の雪解け後の清掃につきましては、市の除雪により投雪している公園につきましては維持課が清掃を行っております。それ以外の投雪のあった公園につきましては、公園緑地課で清掃を行っているところであります。

また、清掃作業の具体的な内容につきましては、雪に交じっていた砂の回収やごみ拾い、石などを集積し処分する作業を行っているところでございます。

○小池委員

しっかりと維持課と公園緑地課で協力してやっているのが分かりました。

市の除雪による投雪している公園において、雪解け後の清掃について公園愛護会の方々とはどのような連携、役割分担をされているのか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

雪解け後の清掃における公園愛護会との連携、役割分担についてであります。投雪している公園の清掃について、現時点で具体的な連携や役割分担を決めている公園はございません。

公園愛護会活動の一環として清掃を行っていただいている公園はございます。

○小池委員

次に、公園の近隣住民がホイールローダーなどの重機に乗って公園に大量の雪を寄せている状況の確認等について質問いたしましたけれども、パトロールや市民からの通報を受け、現場を確認後、直接指導することや投雪禁止看板を設置するなどの注意喚起をされているとのことでした。

実際にどの程度、市民からの通報、または苦情があったのか、さらに、これまで直接注意喚起をされたことほどのくらいあったのか、分かればお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

重機による公園への投雪に対する市民の皆さんからの情報提供件数につきましては、令和4年度から令和6年度までの過去3年間で2件ありました。

また、直接注意した件数につきましては、過去3年間で7件あったところでございます。

○小池委員

最後の質問になるのですが、全体を通して考えますと、既に今後の対応について検討を進めていく必要があるものと本会議において前向きな答弁をいただいておりますが、これまでなかなか難しい課題でもあったことから少し曖昧になっていたのかと思います。

取組までに時間はかかるとは思いますが、できるだけ早急に取り組んでいただき、公園施設の破損が少しでも減少すればいいと思っておりますし、期待しておりますが、ぜひ今後の取組など、現時点で何かお考えがあればお聞かせください。

○（建設）建設事業室長

まず、道路管理者の立場から申し上げますと、近年のダンプやオペレーター不足、さらには働き方改革の影響によりまして、除排雪業務をいかに維持していくかが非常に重要な課題であるということで、解決策の一つでございます。河川敷地や空き地になっている民有地、さらには、今、委員から御指摘のある公園にダンプを利用せずに排雪を行う作業でございます。ダンプの有無に影響されず排雪が可能でございますし、排雪作業の効率化、さらにはコストの縮減が図れることで、これまで行われてきたということでございます。

一方で、公園管理者の立場から申し上げますと、委員から御指摘のとおり、やはり公園への投雪は公園施設の破損、あとごみの問題、融雪の遅れによりまして子供が遊べないという問題も発生している状況でございます。

道路管理者といたしましては、公園だけでなく付近の空き地を利用することによりまして、公園への投雪量の軽減を図るといったようなことも検討して、公園の開設への影響を軽減できないか、また、公園施設への養生の工夫をもって、施設の破損を防げないかも検討してまいりたいと考えているところです。

さらに、小樽市雪対策基本計画では、地域住民の皆さんが除排雪業務に使用する雪置場を確保する場合、土地利用者の了解を得やすいように、新たな協働の取組といたしまして、市が支援をすることについて検討しますという

ことで掲げまして、現在5市から事例の収集を行っているところでございます。主なルールといたしましては、重機での投雪禁止、さらには清掃活動、あと投雪区域について記載されているような状況でございます。

今後につきましても、他都市の事例を調査いたしまして、メリット、デメリットを整理しながら一定のルールを設けまして、地域の方が住宅周辺の雪を公園に投雪することで生活道路の雪処理が進むなど、道路除雪への効果が出るように検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎第3号ふ頭及び周辺再開発事業について

それでは、第3号ふ頭及び周辺再開発事業について伺います。

平成26年度に第3号ふ頭及び周辺再開発計画が策定以来10年以上が経過し、現在、ハード事業としてはゴールが見えてきたかという感じがしております。

ただ、ハード整備が完成しても、やはりこちら本計画のテーマである、さらなるクルーズ振興、そして港の景観や水辺を生かしたにぎわいの創出、そして第3号ふ頭エリアを軸とした市内経済の活性化を推し進めるためにはこれからも様々な取組を展開させていく必要があるのだと考えております。そのような観点から質問を始めていきたいと思っております。

初めに、令和6年第1回定例会経済常任委員会で御報告いただいております港湾環境整備計画制度、通称みたと緑地PPP制度について伺います。

まず、本制度の創設の時期についてお知らせください。

○(産業港湾) 港湾室主幹

港湾環境整備計画、通称みたと緑地PPPと言われているものでございますが、令和4年12月の港湾法改正により創設された制度でございます。

○面野委員

港湾法の中で創設されたという制度ですけれども、本制度の導入のメリットはどのようなことが言えますか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

この制度につきましては、港湾緑地において収益施設を設置し、その施設から得られる収益を公共還元する民間事業者に対し、行政財産であります港湾緑地の貸付けを可能とする認定制度でございます。

この制度を導入することで、民間資金の活用による緑地の管理に係る財政負担が低減されることや、民間の創意工夫による緑地のサービスレベルが向上する点がメリットであると考えてございます。

○面野委員

以前から第3号ふ頭周辺及び再開発については、やはり民間の活力を導入していこうというテーマも大きな一つ

だったのかと思います。

現在、第3号ふ頭では株式会社小樽観光振興公社が小樽国際インフォメーションセンター、それから観光駐車場にて収益事業を実施していますが、ただいまの御説明だと、民間活力を導入するというお話だったのですけれども、例えば本制度を導入しなくても、このような第3号ふ頭内での民間活力という事業が可能であるとも取れるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○(産業港湾)港湾室主幹

小樽国際インフォメーションセンターや観光駐車場は、緑地ではない土地での収益事業であるため、本制度を導入しないで実施しております。

この制度を導入する箇所につきましては、港湾緑地の長期貸付けを行い、収益事業を行うこととなりますので、港湾法における認定制度である、みなと緑地PPP制度を導入する必要があります。

○面野委員

あくまで港湾緑地に特化したという本制度なのですけれども、以前に経済常任委員会でお示しいただいた資料には、みなと緑地PPP制度の検討状況という名称で、今、御答弁いただいていた内容に加えて、スケジュールについても資料には記載をされております。

その中には、令和5年度には事業化の検討ということで、内容的には手続関係の整理ですとか、先ほど御答弁いただいた公共還元に関する事項を進めると。令和6年度については事業者選定を行うとなっております。

令和7年度に関しては、事業実施となっておりますけれども、現在のどの段階なのか、お聞かせください。

○(産業港湾)港湾室主幹

現在の段階といたしましては、公募条件を整理している状況でありまして、できる限り早い時期に公募手続を開始したいと考えてございます。

○面野委員

今、私が申し上げたスケジュールよりは若干ずれ込んでいるのかと思いますけれども、このスケジュールがずれ込んだ主な要因はどのようなことなのでしょう。

○(産業港湾)港湾室主幹

みなと緑地PPP制度で行うということで、小樽市としましても初めてこの制度を導入する上で、公募条件について他都市の事例を参考に検討してきたところでございますが、先行事例が少ないということもあり、課題の整理といったところに多くの時間を要したことが遅れた主な要因でございます。

○面野委員

それでは、第3号ふ頭及び周辺再開発事業に関しては、当初から連絡会議と共同でというか、連携しながら開発のテーマですとか施設の導入に向けて議論を積み重ねてきて、今に至っていると思うのです。

本制度の導入に関して連絡会議との情報の共有であったり、本制度の導入の取組などには連携されているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)港湾室主幹

第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議でございますが、にぎわい創出のため、みなと緑地PPPを取り入れるに当たりまして、制度の内容説明のほか、求める機能や収益施設の配置などについて意見交換を行ってきたところでございます。

○面野委員

にぎわい創出に関して緑地に求める機能、それから配置について協議を行ってきたということなのですけれども、具体的に第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議から上がった御意見を概括的に御紹介いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(産業港湾)港湾室主幹

第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議で上がってきた意見ということでございますが、やはり緑地を整備するだけでは、さらなるにぎわいといった部分の期待といたしますか、さらなるにぎわい創出のためには、やはり飲食機能といった機能がこの緑地に必要であるという御意見もいただきまして、みなと緑地PPPを導入して収益施設を設置するという流れで整理してきたところでございます。

○面野委員

ここまででは、本市の現状について確認をさせていただきました。先ほどもスケジュールがずれ込んだ主な要因のところ、先行事例が少ないということが上げられておりました。私も調べてみたところ、本制度を導入している主な港としては、神戸港や大阪港が上がってきました。

先進事例という意味でいうと、この二つの港はどのような運用を行っているのか、御説明いただきたいのと、あと、そのほかに本市が参考に行っている事例があれば併せて御紹介いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(産業港湾)港湾室主幹

この制度を活用して港湾環境整備計画が既に認定された先進事例が、神戸港と大阪港でございます。

まず、神戸港の事例でいきますと、再開発する緑地において事業者が収益施設としてカフェなどの飲食施設を整備し、隣接する神戸アリーナとの連携イベントなどを開催して、収益還元により、ベンチ等の休憩施設や緑地の維持管理を行い、日常的ににぎわいを提供する場として活用する計画としております。

また、大阪港の事例につきましては、老朽化した緑地において事業者は収益施設としてオートキャンプ場などを整備し、その収益を還元することによって、緑地のリニューアルや維持管理を行い、にぎわいを創出する計画となっております。

なお、本市のPPP導入に当たりましては、公募条件などにつきましてはこれらの先行事例のほか、新潟港や沖縄県宮古島市にある平良港でも公募を行ってございまして、それらの港の事例を参考に検討してきていただいております。

○面野委員

やはり民間の活力というか、導入が入ると、いろいろとイベントや開発の幅が結構広がるという印象を受けました。

今回、市としては、本制度を活用した場合、具体的にどのような民間事業者の参入を想定しているのか、また、どのような形で魅力向上を図るお考えなのか、お聞かせください。

○(産業港湾)港湾室主幹

本市といたしまして、この制度を活用して、緑地内の設定した範囲で飲食店などの収益施設を設置、運営し、得られた収益の一部を公共還元して、緑地内の維持管理を行う事業者を公募型プロポーザルで募集したいと考えてございます。

現在のところ、公募内容といたしましては、収益施設の設置、運営だけでなく、第3号ふ頭の基部といった部分の特徴を生かした、にぎわい創出のためのソフト事業や、公共還元となる緑地維持管理の内容について提案を求める形にしたいと考えてございます。

○面野委員

本制度のメリットとして挙げられているのが、やはりここで長期的に収益事業を行えるところも一つのメリットだと調べていて分かったのですが、本市の場合は期間のようなものはどの程度を理想としているのか、今、その辺については協議、検討されていますか。

○(産業港湾)港湾室主幹

長期的な貸付けの期間という部分でございますが、みなと緑地PPP制度につきましては、おおむね30年以内と

なっておりますので、そういった形で設定していきたいと考えております。

○面野委員

ちなみにの話なのですが、今、30年以内であればこの収益事業を継続してやっていただくことができるということだったのですが、やはり民間企業ですので、収益というか、多分この港だけで収益を上げているというよりは、何か本業というものがあって、きっと事業を継続していくと思うのです。

例えば、第3号ふ頭で展開している事業を契約期間の中、もしくは、例えば10年なら10年で契約して、10年後、やはり次は新たに再契約というか、継続しないと決めた場合、設置された施設等は原状回復的なものにしなければいけないのか、それともそれを活用していくのか、資産の在り方というか、持ち主みたいところで、こういうのは条件的にどう考えられるものなのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

選定された事業者が建てた施設の期間後の活用といった部分になるかと思いますが、まず公募をする条件といたしましては、やはり原状復旧ということで、建物を設置する前の形に戻してくださいという条件になるかとは思いますが。

その部分につきましては、市と協議によるという条件をつけたいと思いますので、そのときに判断していく形になろうかと思っております。

○面野委員

それでは、先ほど来からも御説明いただいているのですが、港湾法の改正後、本制度は条件によって事業者の収益を公共還元して緑地等の整備や運営に充てるのが可能となっております。

具体的にはどの程度の還元を条件付ができるのか、今の検討状況としてはいかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

公共還元の部分ですが、この制度は収益の公共還元として主に緑地のリニューアルなどのハード整備ですとか、緑地の維持管理も可能とした制度でございます。

他港の事例では、緑地全体をリニューアルするハード整備といった部分を公共還元の条件としている事例もございしますが、本市の場合、新たな緑地といった部分を港湾管理者である私ども市で整備を行うため、公共還元としている部分につきましては緑地の維持管理を行うという条件であることを考えてございます。

○面野委員

ただいま緑地の維持管理といったものに対する公共還元を条件とする旨の御説明があったのですが、例えばどのような業務が軽減されると考えられますか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

この制度を導入して緑地の維持管理を民間事業者に行っていただくということで、緑地の清掃ですとか日常点検に係る業務のほか、花壇や芝生の管理業務、そして緑地内の除排雪業務を公共還元とすることで、それらが市の業務としては軽減されるのかと考えております。

○面野委員

先ほどスケジュール的に少し遅れている、遅れているという話でしたが、現在の見込みですとか、また目標として事業実施の時期はいつ頃と考えているのか、聞かせてほしいのです。前に御報告いただいた資料を見ると、多分、緑地の整備完了は令和7年度中のような図表になっているのですが、そちらと併せた形で、みなと緑地PPP制度の事業実施についてのお考えをお聞かせください。

○(産業港湾) 港湾室主幹

みなと緑地PPP制度の遅れている部分ということで、これからの見込みといった部分でございますが、現段階といたしまして公募条件を整理している状況でございます。今年度、緑地が完成する予定でございます。令和

8年度から供用を開始していく形になるという予定で進めてございますので、できるだけ早くこの公募を開始して、このPPPの事業が開始できるような形で進めていきたいと考えてございます。

○面野委員

観光船ターミナルも8月にはオープンするというお話も聞いておりますし、この緑地もやはり以前から市民と観光客が集える場ということでテーマを持って進めてきた内容ですので、今回の魅力づくりをさらに高める、にぎわい創出を高めるという意味でも、できれば緑地の供用開始とともに、この事業も実施していただきたいと考えております。

最後に、先日、小樽市新総合体育館の入札が残念ながら不調となっていました。こちらの制度もみなと緑地PPP制度ということで、何かやはり官民連携のイメージを連想させるものでもありますし、私もそういう受け取り方をしています。

手続上の話で、仮に、これから事業者選定を進めていくと思うのですが、公募を始めた際に、期間までに参加表明をする事業者がなかった場合、今の小樽市新総合体育館の方針というのはまだ明らかにはされていませんが、一部聞くところによると、設計の変更ですとか、今回入札が不調になった調査分析から始めて、さらに設計をどうしていこうか、条件をどうしていこうかという、かなり時間がかかりそうだというイメージを私は個人的に持っているのです。

このみなと緑地PPP制度についても、もし同様の事業者参加ということで手挙げがなければ、やはり条件付とか、その辺の手続的に結構時間がかかる性質のものなのか、その辺は押さえていますでしょうか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

市でみなと緑地PPP制度で応募を行って、仮に参加事業者がなかった場合でございます。まず、参加事業者が来なかった要因といった部分を整理して、公募条件などを見直す内容にもよりますが、再公募に当たり、どのくらい時間を要するかについては現時点では想定できないという形になります。

また、緑地につきましては、先ほど御答弁申しましたとおり、令和7年度の完成を目標に進めていく形になりますので、参加事業者がなかった場合は、緑地が完成した際の緑地の維持管理といった部分を市で行う必要があるという形になると考えてございます。

○高橋委員

◎北しりべし定住自立圏共生ビジョンについて

本日の質問では、全体を通して広域連携に関連して伺っていかうと思います。

まず一つ目として、北しりべし定住自立圏です。

今年度から第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの期間の中にあると認識しています。細かなことは切り分けて今後お聞きしていきたいと思っておりますので、この場では理念的な部分をお聞きしていきます。

少し抽象的な質問になることを御容赦いただければと思うのですが、まず1点目、本ビジョンにおいて、中心都市である小樽市が果たすべきリーダーシップとは何であるのか、他の町村を牽引する方針についてお聞かせいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

本市は北しりべし定住自立圏の中心市でございますが、中心市としまして定住自立圏の将来像や具体的な取組について取りまとめた北しりべし定住自立圏共生ビジョンを本市が策定し、ビジョンの進行管理等を行っているほか、圏域内の6市町村長による首長会議ですとか実務者会議の開催、そして消費者センターなど、本市が中心となり、圏域が参画する事業を推進しているところでございます。

また、現ビジョン策定の際に、圏域町村から新たな連携について紹介しておりますけれども、新たな連携のニー

ズについて今後も中心市として掘り起こしをするなど、圏域内の取組を牽引してまいりたいと考えているところでございます。

○高橋委員

次に、ビジョンの基本理念にある圏域全体の最適化という表現なのですが、場合によっては、これは個々の市町村の利益と相反してしまう場合というのも想定されるかと思うのです。

その際の合意形成に関してのルールや調整は、どうやって行われるのでしょうか。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

定住自立圏の取組につきましては、中心市である小樽市と圏域内の各町村が個別に協定書を取り交わし、その協定書において取り組む内容を定めております。協定書締結及びビジョンの策定に際しまして、小樽市及び圏域町村の双方の利益になる内容となるよう、構成自治体と調整しているところでございます。

○高橋委員

今の御答弁をまた後ほど引用させていただこうと思うのですが、本ビジョンとしてのゴールといいますか、目標みたいなものは、やはり圏域全体の持続可能性を高めることにあると考えます。

その結果、このビジョンがあることによって、小樽市と小樽市民はどのような恩恵を受けて、どういう形で豊かになると想定しているのでしょうか。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

まず、複数の自治体で取り組むことによるスケールメリットで効率的に事業を推進できることですか、広域観光の推進は、小樽市を起点とする観光の充実に寄与するものと考えております。また、定住自立圏の取組には、国から中心市及び圏域市町村に交付金措置がございますので、本市においても交付金を活用した事業を行うことで小樽市としての恩恵があると認識しております。

定住自立圏の取組によりまして、小樽市民にとって北しりべしの豊かな自然や食を享受し続けることができる一助となっているものと考えているところでございます。

○高橋委員

ここで危惧するところといいますか、やはり全国の広域連携事例には成功事例だけではなくて、残念ながら形骸化してしまっているものも多いことから、この質問をさせていただいているわけですが、もろもろ調べていくと、うまくいかない理由の一つとして、計画期間内に複数の自治体が首長や議員の入れ替わりがあることもあるやにお見受けしたところです。

行政や議会の体制が変わってもビジョンの理念が継続されるための担保、先ほど協定のお話がありましたけれども、この点の定めに関してお聞かせいただけますでしょうか。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

ビジョンにつきましては5年間の期間で更新しておりますが、その根底にありますものは中心市である小樽市と圏域内の各町村が個別に取り交わしている協定書ということとなります。そういった点から考えますと、首長や議員の交代があっても、協定書に基づく目的や取組は継続されると考えているところでございます。

○高橋委員

では、他の地域でうまくいった好事例といいますか、そうした広域連携のケースについて、分析であるとか収集した情報を組織の中で周知したりといったことは行われていますか。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

本市は北しりべし定住自立圏の中心市であるとともに、さっぽろ連携中枢都市圏の構成自治体となってございます。そういったことから、さっぽろ連携中枢都市圏での取組についても把握しておりますので、そういった取組の中で、北しりべし定住自立圏でも有益な取組であると思われるものについては参考にさせていただくこととしてお

ります。

○高橋委員

次に、ビジョンの進捗状況や成果に関して、住民も直感的に理解できるようなデータを可視化できるツール、いわゆるダッシュボードみたいなもので、例えば現状を共有したり、見せ方や工夫でチーム感というか、感情移入というか、地域全体がまとまるみたいなことを促す仕組みをつくれるのかと思うのです。

今、言ったことをピンポイントでというお話ではないのですが、圏域の住民の皆さんに向けたアプローチを検討していただきたいと思いますが、この点を聞かせてください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

ビジョンの進捗状況などにつきましては、実務者会議等で各町村の担当者へは共有しておりますけれども、住民向けには、現時点では特には行っていません。圏域の住民に向けたPRといたしましては、定住自立圏の情報発信するコーナーを庁舎内に設けることで、定住自立圏の取組をPRする取組を行っているところでございます。

また、北しりべしの直売所をまとめました北しりべし直売所・観光農園ガイドマップを作成しております。紙媒体のほか、専用サイトに公表しているところでございます。こういった取組も圏域としての一体感の醸成に寄与する取組であると考えているところでございます。

このほか、今年度の広報おたるにおきまして、現在、北しりべしへ目を向けていただけるような特集記事の掲載を準備しているところでございます。

○高橋委員

◎さっぽろ連携中枢都市圏の婚活事業について

今、北しりべしのお話をお聞きして、次に、先ほどの御答弁にもありました、さっぽろ連携中枢都市圏に目をやると、連携中枢都市圏の事業で、さっぽろ婚活支援センターがあります。この連携中枢都市圏に本市も位置していることから、オンラインのものですけれども、小樽市の人も同センターを利用することができることは理解しております。

この事業における本市の位置づけと参画の経緯について、御説明いただけますか。

○(こども未来)阿達主幹

令和5年4月に施行されましたこども基本法におきましては、地方公共団体の責務として、結婚、妊娠、出産、育児等の支援策を策定し、それを実施することと規定されておまして、令和6年度に札幌市がさっぽろ連携中枢都市圏域内に在住・在勤、移住希望の方を対象とした本事業を開始することに伴いまして、本市も参画することとしたものでございます。

○高橋委員

では、事業費はどのぐらいかかっていて、そのうち、小樽市が費用を持つものは何があるのか、お示してください。

○(こども未来)阿達主幹

札幌市におけます本事業の予算額は令和6年度で2,400万円、7年度で2,700万円と伺っておりまして、本市は負担してございません。

○高橋委員

次に、この事業のKPIはどのように設定されているのか、また、効果測定はどうするかという点、どのように説明を受けていますか。

○(こども未来)阿達主幹

年度ごとに成婚退会組数、つまり結婚に向けて意志を固め退会した組数を目標として設定しておりまして、令和6年度は5組、7年度は30組、8年度は40組、9年度は40組となっております。

効果測定につきましては、今後、取り組むことになると思いますが、現状では目標達成に向けて事業を継続していると聞いております。

○高橋委員

このセンターのページを見ても、実績として外に向けて発信されている中に、真剣交際と直接的に成婚率ということも書いてあります。この事業は非常に考えさせられると思いながら見ていました。地域少子化対策重点推進交付金の事業でありますけれども、形は婚活で、婚姻数と子供の数は相関することの理屈は分かります。他方で、子供を望まない方も、望むけれども様々な理由でできないという方もいることから、いろいろな配慮が必要で表現も難しいということも理解しています。

少子化対策としての事業だけれども、この事業をきっかけに生まれた子供の数を実績として書くことはばかられると。直接的な実績をうたえない事業であるという、何かある種のアイロニーみたいなものを感じさせるもので、加えて少子化対策ということは、取りも直さず、これは人口減対策でもあると感じています。めでたく結婚したというときには、札幌市に転居してしまうというケースも多くなると予想されます。特に、生産年齢人口の女性は都市部に誘引される傾向にあります。さっぽろ連携中枢都市圏のという前置きがある事業であるにせよ、小樽市としては社会減になる可能性が高いというジレンマも生まれてきます。

ここで質問ですが、この事業によって結婚に至った後のお二人がどこに住むのか、また、子供が生まれたデータなどはどこまで共有されるのでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

札幌市に確認しましたところ、成婚退会と同時にデータを削除しておりまして、その後の調査などはしていないため、札幌市においても把握していないとのことでした。

○高橋委員

広い目で見て、北海道でとか、もっと言うと国内で新たな子供が生まれるなら、少子化対策として意味がないとは申しません。

ただ、小樽市と札幌市で合計特殊出生率を比較すると、小樽市が高いわけです。つまり、イデオロギー的なものとかを抜きにして少子化対策という政策として考えたときには、この事業の効果を最大化するためには、マッチングして結婚したら、札幌市ではなくて小樽市に住んでもらうという誘導ができることが一番なのかと考えるところでもあります。

この事業の内容について、本市はどこまで関与できるのでしょうか。意見を伝える場などはありますか。

○（こども未来）阿達主幹

この結婚支援事業につきましては、あくまでも結婚を希望する方のライフプランの実現を目的とするものでありますが、委員がおっしゃいますとおり、結婚していただいて本市に住んでもらいたいと考えているところではあります。

事業の内容につきましては、基本的に札幌市で企画・立案していますが、担当者と連絡を取り合いながら実施しております。

あと、さっぽろ連携中枢都市圏全体の枠組みといたしましては、年数回、実務者会議も実施しておりますので、必要に応じて意見を伝えることは可能となっております。

○高橋委員

それでは、ぜひ札幌市の方にも、さっぽろ連携中枢都市圏全体の人口減対策として成婚した御夫婦の小樽市への移住を促していただけるように御意見をお伝えいただければと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

初めに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について伺いたいと思います。

今回、議会の中で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加提案がされました。

交付金を活用して、おたるプレミアム付商品券事業と街路防犯灯維持費支援給付金事業を行うということなのですけれども、まず、今回提案された事業内容について御説明ください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

今回追加で措置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しました二つの事業の内容についてです。

まず、おたるプレミアム付商品券事業費につきましては、物価高騰の影響を受けている市民の消費の下支えを図るために発行するおたるプレミアム付商品券を、今年度当初予算では6万冊に加え、今回の追加措置で1万5,000冊を増刷し、合計7万5,000冊を発行し、購入可能冊数を当初の1人2冊から3冊にするものでございます。

次に、街路防犯灯維持費支援金給付事業費につきましては、電気料金の高騰による影響を受けている町内会や商店街などが街路防犯灯を維持管理していくに当たり、電気料金の負担を軽減し、地域の安全を維持できるよう支援するものでございます。支援金額は、令和6年度年間電気料金により1万円から80万円の区分として、191団体への給付を予定しているものでございます。

○高野委員

今回、なぜ交付金を活用して事業を行うことになったのでしょうか。この事業を選んだ経過についてもお知らせください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

国から示されました推奨事業メニューの内容を踏まえた上で、今年度実施中の事業をはじめとして、過去に本市において臨時交付金を活用して実施した事業及び今回追加で措置されました交付金の上限額を勘案しまして、より多くの市民への支援につながる事業を選定したものでございます。

○高野委員

街路防犯灯については、LED化した街灯が10年経過しているという状況もあって、順次、更新時期を迎えていることや、先ほどお話があったように、町内会などでも電気料金の値上げの影響についてのお話も聞いていますので、追加提案分として疑問はないのですけれども、やはりおたるプレミアム付商品券につきましては既に1億7,260万円と、ほかの介護施設や低所得者世帯を支援する事業費よりも一番大きい予算額をつけていました。

今回、松井議員の代表質問では、学校給食費の無償化については既に食材で補助を出しているから、重点支援地方交付金はほかの事業で考えているというような市長答弁でありましたけれども、プレミアム付商品券こそもう出しているのではないかと思います。それにもかかわらず、さらに上乘せするという点はなぜかと疑問があるのですが、広く市民にということでしたけれども、商品券を購入するにもやはりまとまったお金が必要です。

お金に余裕がある方であればメリットも大きいのではないかと思います。しかし、まとまったお金がない、購入したくても購入できないという方にとってはやはりメリットがなかなか見いだせないのではないかと思います。その辺についてはどうお考えでしょうか。

○(産業港湾)鈴木主幹

商品券事業につきましては、市内経済の活性化及び物価高騰の影響を受けている市民の消費の下支えを図る目的で実施しているものでございまして、確かに委員の御指摘もございまして、例えば商品券1枚当たりの額面につきまして、議会議論を経まして、より使いやすさを考慮して500円ということで設定させていただいております。

また、現実に世帯間所得格差もあろうかと思いますが、その中で3冊希望しているが、希望枚数を買えないという世帯もあるかもしれません。本事業につきましては、物価高騰の影響を幅広く緩和して、市内経済の波及効果が期待できる事業であり、本事業につきましては、なるべく購入希望どおりお届けできるよう、また購入冊数の制限を設けまして、広く行き渡るような事業を行っておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

○高野委員

市内でも、体調が悪くてもお金がかかるから病院に行くのも我慢しているですとか、おかずを減らしているとか、物価高騰の影響が本当に深刻な状況になっています。新聞報道でプレミアム付商品券の追加記事を見た方は、商品券といってもどこのお店で使えるか、また使い方が分からないから商品券を購入することに対してハードルを感じている人もいるというお話、そして、それよりも水道料金の値下げですとか、なぜ広く市民に活用できる施策はできなかったのだろうかといったお話も聞きました。

やはり、こういった状況を考えれば、物価高騰の影響が特に大きい低所得者に対する支援というのは考える必要があったのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

先ほども御答弁さしあげたところではございますが、今年度実施している低所得世帯向けの支援メニューなど、過去に実施しているものも含め、検討した中で、今回の約5,500万円という限られた交付金の中で、より多くの市民への支援ということで最終的にこの二つの事業を選定させていただいたところでございますので、御理解いただければと思うところでございます。

○高野委員

御理解をということなのですけれども、私はやはりもう少し考えるべきではなかったのではないかなと思っておりますので、改めて考えていただきたいと思っております。

◎加齢性難聴について

次に、加齢性難聴について伺いたいと思っております。

まず、加齢性難聴の特徴についてお聞かせいただきたいと思っております。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

加齢性難聴とは、耳の中、内耳にある音を感じし電気信号に変える役割を持つ有毛細胞が、加齢により減少したり機能低下することによって、音がうまく脳に伝わらなくなることになります。

特徴としては、高い音や極端に小さい音などが聞き取りにくくなるというものがあります。

○高野委員

加齢性難聴の日常生活への影響はどのようなものがあるのか、説明してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

音が聞こえにくくなることによりまして、会話ですとか周囲とのコミュニケーションの低下を招いたり、周りの音が聞こえなくなることによって、例えば外出先で事故に遭うリスクなどが考えられます。

○高野委員

そうしたリスクがあるということでしたけれども、加齢性難聴を予防する方法はあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

予防なのですけれども、バランスの取れた食事や適度な運動による生活習慣の見直し、耳に負担をかけないよう

に大きな音を避けるなどのほかに、早期発見のために定期的に耳鼻科を受診することなどが必要とされています。

○高野委員

耳鼻科を受診などありましたけれども、加齢性難聴になった場合はどのような治療があるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

加齢を原因としますので、根本的な治療はないと言われております。現在できるものとしては、進行を遅らせるための対症療法があるということになります。

○高野委員

なかなか治療がないということでしたけれども、難聴は緩やかに進行するために、特に初期は自分で気づかない場合も多いと言われていますが、加齢性難聴に気づくポイントはこういったものが挙げられるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

委員のおっしゃるように、加齢性難聴は加齢に伴って徐々に進行しますので、例えば日常生活においてテレビの音が大きくなったですとか、聞き返しが増えたという小さな変化があった際に、加齢性難聴を疑ってみることが必要だと思います。

○高野委員

先ほどお聞きしたように、耳の聞こえにくさが進行すると、危機察知能力が低下して車が近づいても気づかないですとか、事故などの危険や社会的に孤立してしまうことや認知機能にも影響をもたらすなど、日常生活にとっても大きな影響があることが分かっています。

インターホンを鳴らしても出てこないから親が倒れているのではないかと心配になったという声や、何を話しているのかがなかなか聞き取れなくなってきたから、あまり人に会いたくないといった声も聞かれます。

補聴器などを使用することで、コミュニケーション障害を大きく改善できる可能性があると思うのですが、補聴器購入にはどれぐらいお金がかかるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

補聴器なのですが、精密機械になりますので、機能ですとか性能によって価格も様々となっております。片耳で数万円程度から50万円を超えるものもあると聞いております。

○高野委員

かなり高額だと思うのですが、購入の公的補助はあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

補聴器購入による公的補助なのですが、聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちにつきましては、障害者総合支援法に基づく補装具の支給制度がありますので、補聴器の支給対象となっておりますが、そのほかの方については自治体独自で助成している以外に公的補助はありません。

○高野委員

ないということでしたけれども、補装具費の補聴器給付もなかなかハードルが高いのかと思います。

今、答弁があったように、購入するにも、高額な状況から自治体による軽度・中等度の難聴者に対する補聴器購入助成が全国でも広がっています。最も進んでいると言われているのは新潟県で、県内全ての自治体が補助されています。最近、道内では、広尾町、幕別町でも補助を開始しました。幕別町では対象者を40歳以上として、中等程度の難聴があり補聴器装用が認められた場合に、片耳につき上限5万円としています。

新年度に始めた自治体も含めて、現在、道内の自治体で補聴器助成を行っている自治体数は把握しているのですか。もし把握していれば、数をお聞かせいただきたいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

道内の自治体での助成制度の導入数なのですが、令和7年4月現在では、全部で36の市町村で導入していると把

握しております。

○高野委員

以前は12市町村ほどだったので、かなり増えてきていると感じています。

以前、日本共産党が質問で伺ったときには、市としても制度設計や財政問題を含めて検討を進めていきたい、国などの補助制度の創立を求めていくという答弁がありました。

その後、補聴器助成に向けての進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

高齢になりますと、視力や聴力など様々な身体機能の低下については個人差もありますので、助成制度導入については慎重な検討が必要であること、本来であれば、住んでいる地域にかかわらず、全国一律で支援を受けられることが必要であると考えておりますので、この点につきましては、全国市長会を通じた補助制度の創設を引き続き国に要請しているところになります。

○高野委員

全国一律だということでしたけれども、仮に65歳以上の方を対象に所得制限を設けず支給限度額を3万円とした場合、140件の申請があったら420万円の予算が必要だという話もありました。

ほかにも、所得制限を設けた場合など、支給限度額を3万円だけではなくて、そういう制度をつくるにはどうしたらできるかというような、庁内でほかにも案を考えていたのか、その辺はいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

そのほかの条件での想定というものはしておりません。

○高野委員

それでは、市内の難聴者は65歳以上で軽度の難聴者と中等度の難聴者を含めると2万6,000人ぐらいいるのではないかと推計されています。以前、酒井議員が質問したときには2万6,000人の中で補聴器を持っている方がどれぐらいいるのかなど、状況把握をしていないのであれば、把握したほうがいいのではないかとということで質問をさせていただきました。

答弁では、調査について検討したいという答弁があったのですが、その後、調査を行う方向で進められているのか、その辺はいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

中等度以上の難聴者の方が約2万6,000人いらっしゃるということで、この対象者自体が、国の全国の割合を当てはめた推計値ということもありまして、実際の補聴器保有の実態把握は難しいものと考えております。

ただ、同じく国立研究開発法人国立長寿医療研究センターのホームページにおきまして掲載されている調査・研究があります。こちらでは、中等度の難聴の方で補聴器を使用している方の割合が出ておりまして、全体の3割未満の方が補聴器を使用されているとありますので、その割合を当てはめた場合、本市においても一定程度の保有はされているものと思っております。

○高野委員

今までも、なかなか国の補助がない中で、市独自で補助をやっていくのは財政的に難しいという答弁がありましたけれども、今、道内でも増えていて、全国的にもすごく増えている状況があります。

最初にお聞きしましたが、難聴になると様々なところで社会的影響が大きいことも分かっていますので、聞こえなくなる前に、しっかり補聴器をつけたりということがやはり必要なのではないかと思います。

市にも陳情も上がっていますし、先ほど検討について聞きましたけれども、65歳以上の方を対象に所得制限を設けず、支給限度額3万円、それ以外は考えていないということでしたが、全国的にも補助を行っているところが増えている状況もありますから、改めて、市としても何らかの助成は前向きに考えていただきたいと思うのですけれど

ども、その辺はいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

今、自治体独自の助成の導入数が増えているお話については我々も認識しております。

一方で、国への要望も必要であると思っておりますので、繰り返しの答弁になりますけれども、全国市長会を通じて国への創設の要請をしていくという形で考えております。

○高野委員

国に要望するのは大事なことだと思いますし、やっていただきたいと思うのですが、今までにないから、その前に市でも検討してみようという前向きな答弁を本当にいただきたいと思います。

次に、難聴者の情報保障には、聴覚的手段として補聴器や人工内耳を使用した集団補聴システム、視覚的手段として手話通訳や筆談があります。集団補聴システムには、特に公共施設や公的機関において講演会や会議などで使用されていますけれども、集団補聴装置はどのようなものなのか、説明願います。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

集団補聴措置につきましては、把握しているところにおきまして、FM補聴、ヒアリンググループ、赤外線補聴の三つがございます。

FM補聴器につきましては、FM送信機と受信機を設置して利用するものですが、受信機がどの方向を向いても受信感度が変わらない特徴があると認識しております。

ヒアリンググループにつきましては、ケーブルを設置して利用するものですが、これは磁界を利用するもので、向きによっては機械の聞こえ方に差異が生じるものでございます。

もう一つ、赤外線補聴器につきましては、赤外線の装置を設置して利用するものでございますが、会議室などでの利用は問題ないけれども、エリアが広くなると音が途切れるという問題があるものでございます。

○高野委員

それぞれ説明していただきましたけれども、以前、ヒアリンググループ導入について質問しました。そのときは情報収集をしていくというお話だったのですが、導入についての検討はどうなっているのか、お知らせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

ヒアリンググループにつきまして、北海道高等聾学校に聞いたところになります。今、個人の補聴器の性能が向上していること、ヒアリンググループに対応できない補聴器が出てきていること、大がかりな設置が必要であるということ、この先、利用する見込みがほとんどないということをお聞きしております。また、小樽ろうあ協会からも導入の要望がないことから、それ以上の検討はしてございません。

○高野委員

要望はないということだったのですけれども、厚生労働省が以前に行った集団補聴システム普及実態に関する自治体調査では、携帯型や施設型のヒアリンググループシステムの導入が最も高い結果となっていました。

それで、数年前になるのですが、私も実際に補聴器をされている方から、会議とか講演とかに参加したときに、やはり少し聞きづらいところがあるから、ほかの自治体のようにヒアリンググループの導入は考えていないのかということも聞いています。

なので、聞こえのサポートということでも検討していただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

繰り返しになりますが、やはり個人の補聴器の性能が向上しているということをお聞きしていること、それから、関係者から要望なども現時点でないことから、今の時点では、ヒアリンググループの導入は考えてございません。

○高野委員

やる、やらないかを別にしても、ぜひ検討ぐらいはしていただきたいと思います。

次に、耳が聞こえにくい高齢者の方ですとか、軽度難聴者が市の窓口に来た場合の対応についてはどのようにされているのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

基本的には筆談対応をしております。また、耳元で大きな声で話しかけることも対応しております。

また、市の側の対応ということではありませんが、例えば若い方であれば携帯電話に文字起こしのアプリを利用している方がいて、そういった利用もあるということで対応させていただいております。

○高野委員

今年の新聞の記事で、池田町で耳付近の軟骨を振動させて音声を伝える「軟骨伝導イヤホン」を役場の窓口を導入し、耳の聞こえに不安がある来庁者に使ってもらい、聞こえづらさの緩和や個人情報の保護につながるとして導入したという記事も拝見しました。

本市では、既に福祉窓口で軟骨伝導イヤホンの導入を試験的にしていることもお聞きしたのですが、利用状況はどうなっているのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

軟骨伝導イヤホンにつきましては、福祉総合相談室の窓口の高齢担当、障害福祉の窓口に一時的に置いておりました。また、後期高齢の窓口にも一時置いておりましたが、利用についてはほとんどない状況でございました。

○高野委員

まだ利用がないということでしたけれども、利用状況を見て、必要に応じてほかの窓口でも使用する予定はあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

お試しということで一時的に窓口を設置しましたが、利用はほとんどないということがございます。

また、高齢により聞こえが悪くなった方につきましては、一般的に、基本的には補聴器を利用していると聞いておりますので、現時点では軟骨伝導イヤホンの拡大は考えてございません。

○高野委員

◎投票の利便性について

次に、投票の利便性について伺いたいと思います。

今までは投票所は45か所で行っておりました。次回の参議院選挙から投票所の変更がされるという報告があったのですが、具体的にどこの投票所が変更となるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今回、第25投票区の旧堺小学校投票所と、第31投票区の龍徳保育園投票所がなくなることとなります。

○高野委員

第31投票区と第25投票区でしたけれども、どこに住んでいる地域が該当になるのでしょうか。変更される区域について、お知らせください。

○選挙管理委員会事務局次長

まず、第25投票区、旧堺小学校の投票区ですが、港町1番6から10番、堺町1から8番、東雲町1から10番、相生町1から9番、山田町1から8番となります。

次に、第31投票区、龍徳保育園の投票区ですが、真栄1丁目1から5番、潮見台1丁目1から9番及び18から23番、潮見台2丁目1から22番、潮見台3丁目全域、潮見台4丁目全域、奥沢1丁目15から19番となります。

これらの地域にお住まいの方は、今回の参議院選挙から投票所が変わることとなります。

○高野委員

投票所が変わるのですが、なぜ変わるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

まず、第25投票区、旧堺小学校投票所ですが、昨年度末で用途廃止となりまして、今後、投票所として使えなくなりました。代替となる施設もなかったことから、この投票区を廃止して周辺の投票区に分散統合いたしました。

次に、第31投票区の龍徳保育園ですが、施設の御都合によりまして、今後、投票所として使用できなくなり、代替施設についても検討いたしました。投票所としての使用を許可いただける施設がなく、こちらも投票区を廃止して周辺の投票区に分散統合いたしました。

これにより、これら2か所の投票所がなくなったものでございます。

○高野委員

理由を聞いたのですけれども、今回のように投票所が変更となる場合は、これまでどのように該当する地域の方にお知らせしてきたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

まずは該当する町内会に回覧板などで周知を行うとともに、新聞折り込みの選挙チラシの中で周知を行います。また、ホームページ、広報おたるの選挙特集記事の中で周知を行い、それから選挙当日においては、廃止された旧投票所に案内看板を設置して周知する予定でございます。

○高野委員

お知らせしているということなのですが、今回変更にあたって二つの投票所については町内会などからでも了承を得ているということなのですが、龍徳保育園を利用した方が潮見台小学校に行くとなると、国道を渡って行くことになって遠いと感じる方ですとか、安全面で心配される方もいるのではないのかと思ったのですけれども、そうした声はなかったのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

実際に新たな投票所へ行かれるのは来月の参議院選挙のときなので、まだこれからになります。各町内会へ打診した段階ではそのような声は聞かれませんでした。

○高野委員

龍徳保育園は、今後、投票所として利用できないということで、代替施設として潮陵高校に打診したら既に学校側で予定が入っているため、使用できないということでした。今後、潮陵高校を借りられるとしたら借りるということになるのか、それとも投票区を分割したので分割したまま、変更なくいくということなのか、その辺はいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

一度、投票区を廃止して分割統合しておりますので、元に戻すということは考えておりません。

○高野委員

元に戻すことを考えていないということは、第25区の投票所だった旧堺小学校のところも改めて新たな代替場所を見つける考えはないということでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

旧堺小学校につきましても、同様に元に戻すことは考えておりません。

○高野委員

では、今回の変更を受けて、今まで45か所あった投票所が2か所減の43か所になるということでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○高野委員

現在、期日前投票が小樽市役所、銭函市民センター、塩谷サービスセンターの3か所で行われています。これま

でも日本共産党は、市民の方から期日前投票の増設についても要望があることから、期日前投票の増設などを質問してきました。以前、長崎屋の第2ビル公共プラザを活用できないかと聞いたときには、投票の秘密を守ることや、目的が市民の憩いの場となっているから難しいという答弁でした。

今回、投票所が減っているという状況なども受けて、期日前投票を新たに増やすという考えはあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

施設側の都合とはいえ、近年、投票所の数が減少してきており、何らかの対応が必要であるとの認識はありますけれども、具体的に新たな場所に期日前投票所を開設するという検討には至っておりません。

○高野委員

減っているけれども、具体的な新たなところはまだ検討には至っていないという御答弁でした。

これまで、移動投票所についても伺ってきました。市民からも、今までは徒歩で投票所に行けた方も、やはり年齢とともに難しくなっていると聞いていますし、小樽市は平地が少ない状況もあったり、投票所へ行くにも坂を上ったり下ったりしなければいけないという箇所も複数存在します。

これまでも移動式投票所について、他都市の情報収集や研究を行っていくということでありましたけれども、新たに移動式投票所を行った自治体などは情報収集の中であったのか、その辺について何かあればお知らせください。

○選挙管理委員会事務局次長

昨年の衆議院選挙では、道内33市のうち、移動式期日前投票を行った市は3市ありまして、それぞれ旭川市、岩見沢市、石狩市となっております。旭川市や岩見沢市は今回新たに行ったのではないかと思います。

○高野委員

今までの答弁では、他都市においては投票所の廃止とか統合に合わせて移動投票所を行っている事例があるから、やっているのではないかとということでした。やはり先ほど伺ったみたいに、投票所が減っている状況、また小樽市の地形的な状況などもありますので、改めて本市でも移動式投票所についても考える時期に入っているのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

本市においては、投票所の廃止によりまして、新たな投票所までの距離が遠くなり、投票行路に支障があると判断した場合には検討いたしますが、今回の廃止においてはそこまでの支障が出るとは考えておりません。

○高野委員

支障が出るとは考えていないということでしたけれども、そういっても、やはり考えていかなければいけないのではないかとはいっているのです。

今後の状況を見て考えようとは思っているということでもないのでしょうか、その辺はどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

まずは、現在の投票所を維持していくという考えではございますが、有権者数の減少ですとか、期日前投票を利用する方の増加等、投票状況の変化もございます。また、投票所を開くのに必要な職員や立会人などの確保が難しくなっている状況もございます。

今後、より効率的に選挙事務を執行するため、投票区や投票所の見直しについて検討していく中で、移動式投票所の開設等についても検討していきたいと考えてございます。

○高野委員

ぜひ、期日前投票の増設や移動投票所についても前向きに考えていただきたいと思います。

昨年、予算特別委員会でも公営ポスター掲示板についてお伺いいたしました。

前回の衆議院選挙では227か所あったポスター掲示板が34か所削減されて193か所となっていましたけれども、こ

れから行われる予定の参議院選挙の掲示板はどうなっているのか、その辺はどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

来月執行されます参議院選挙につきまして、ポスター掲示板の数は209か所を予定しております。

○高野委員

209か所ということで前回よりも少し増えたのかとは思っています。

それでも、これまでの過去に行われた選挙の掲示板の数を見ると、選挙のたびに減っている状況があります。

やはり選挙というのは、国民が政治に参加して、主権者として意見を政治に反映される最も重要な機会となっているわけですから、これからこうした掲示板を選挙のたびに減らしていくというのは、住民の権利を保障できなくなってしまうことにもつながっていきます。全国市区選挙管理委員会連合会の団体だけではなくて、市としてもぜひ要望を行ってしっかり確保するようにしていただきたいと思うのですが、伺いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

前回の答弁でも申し上げたのですが、小樽市としましては、全国市区選挙管理委員会連合会を通じて要望を上げていきたいということで、実際に、今、要望を上げている状態となっております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○新井田委員

◎地域活性化起業人の活用について

初めに、地域活性化起業人の活用について伺ってまいります。

デジタル分野の専門知識や業務経験は非常によい影響をもたらして、一般質問の御答弁にもあったとおり、令和5年度小樽市自治体DXに関する全体方針の策定にも寄与し、ペーパーレス化による紙削減効果、また職員の皆さんや管理職・上層幹部に対しての認識共有、自治体DXにおいて大前提となる、いわゆるステップ0のDXの認識共有・機運醸成について、地域活性化起業人の方に来ていただいたことによって、大きく推進されたのではないかと考えます。

また、ステップ0のDXの認識共有・機運醸成については、継続して実施する必要があります。そのためにも、今後も継続して地域活性化起業人の制度を活用して、民間の人材を活用していく必要があると考えます。

人材育成の観点からも、本市にとっては非常に効果のある制度活用になっていることが分かります。

それで、令和4年度から昨年度末まで来ていただいていたソフトバンクからの地域活性化起業人の方から、何か来ていただいた期間を通して相対的に派遣されての感想などはありましたでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

令和6年度で派遣期間が満了した起業人について、本年3月26日に派遣期間を通しての活動報告を市長に行いました。その中で、当市のDXが進みにくい要因として、各課の職員が目の中の業務を遂行することに追われ、改善すべき業務が埋没している、ITスペシャリストが不足しているなどの感想が出されました。

また、それらを踏まえて、できることからトライ・アンド・エラーを繰り返し、市民ニーズに合った行政サービスを素早く提供していくこと、職場の心理的安全性を確保し、若手職員の持つアイデアの活用や能力を発揮しやすい環境を整えることなどの意見が出されました。

○新井田委員

構造的に報告を受けていることが分かりました。ITスペシャリストが不足とか、アイデアの生かし方というところとか、業務の部分でも埋没してしまっているところも、そういった方に来ていただいて判明したことが分かりました。

それでは、職員の方がDX推進や業務改善に対する意識の醸成に寄与した、スキルアップにつながったところがありましたけれども、例えば職員から起業人への相談などから、業務改善に対する新たな提案や取組などのアイデアにつながったなど、事例があればお示してください。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

庁内会議のペーパーレス化について、令和4年の派遣開始当初から取り組んでおり、起業人が総務課職員からの相談を受け、デジタル推進室職員と共に現状の業務分析、課題の抽出、改善に向けた業務の見直し、タブレットや会議システムなどの導入を進め、会議のペーパーレス化を実現しました。その後、庁内のほかの会議にもペーパーレス化を展開し、昨年度はおよそ10万6,000枚の紙削減効果が得られました。

そのほかにも、選挙における投票者数の集計について、従来は電話で投票者数を聞き取り、パソコンに入力・集計していたところ、インターネット上に作成した報告フォームからデータで報告し、集計までを簡単にできる形へ改善するなど、様々な形で業務効率化を進めてきました。

○新井田委員

職員の皆様の声から起業人を通してこの提案が具現化されて、しっかりと業務改善につながったことが分かりました。

若手職員と管理職と上層幹部、それぞれの方々に認識の共有、機運醸成もされてきているかと思うのですが、認識の違いにはなっていないでしょうか、その辺をお聞かせください。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

若手職員と管理職、上層幹部との間で、現在のところで認識の違い、ギャップなどがあつたとは認識しておりませんが、起業人の活動を通じて、デジタル技術の活用やペーパーレス促進の重要性などが若手職員と管理職、上層幹部の双方に徐々に浸透してきているものと感じております。

○新井田委員

若手職員と管理職、上層幹部の間でも双方向でしっかり認識共有されていることが分かりました。

それでは、起業人のおかげで、よき影響となって意識の向上が図られて自ら提案して業務改善につながる提案、アイデアが生まれていっていると。主体者としての意識を持つこともできていれば、改めてよいことだと思います。

地域活性化起業人の制度について一つ確認なのですが、一自治体に対しての活用人数の制限などはあるのでしょうか、お聞かせください。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

同一の派遣元企業からの起業人派遣人数は2名以内との制限はあるのですが、自治体が活用できる起業人の人数自体の制限はございません。

○新井田委員

そうであれば、例えば10人なら10人活用できる可能性もあるということではよかったでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

今申し上げましたとおり、自治体が活用できる起業人の人数自体の制限はございません。

○新井田委員

この制度の実績として、全国で871人の起業人と439団体の受入先という実績がありまして、平成26年から始まっている本制度の実績は活用され、毎年度増加しております。やはりこの起業人に来ていただく効果が大きい結果で

はないかと思われます。

総務省の令和6年度ベースでの分野分けされている実績を見ますと、デジタル分野に関しては約3割、次に観光振興や観光誘客対策などでは約2割、次に地域経済活性化や雇用対策、企業誘致などで約1割の活用実績となっております。

本市においては、デジタル分野以外にも地域活性化起業人の活用を検討されたことはありますでしょうか。実際に実績もあればお示してください。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

これまでデジタル分野以外の活用及び実績についてはございませんが、現在デジタル人材の活用をもって庁内における業務改善や職員のDX推進に対する意識醸成につなげている段階でありまして、これらの活用事例を踏まえた上で、今後、他分野においても活用を進めてまいりたいと考えてございます。

○新井田委員

デジタル分野においての実績ということで分かりました。

今、様々な分野で検討をしていこうというところも、この結果をもって考えていらっしゃることも分かったのですけれども、例えば担当部署はあるものなののでしょうか。活用しようとする、分野の担当部署で進める流れになるのか。例えば、今は、観光関係であれば産業港湾部、自治体DXであればもちろん総合政策部になっていると思うのですけれども、各部で進めるのか、その点の流れの例をお示してください。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

全体的な調整をはじめ、制度の周知や国などとの調整などについては総合政策部官民連携室が担いますが、活動内容、求める人材の選定、派遣に向けた調整及び事務手続などにおいては受入れ担当部署と官民連携室とが連携して担う流れになるものと考えております。

○新井田委員

まず、総合政策部官民連携室がしっかりと窓口の役割を担っているということが分かりました。

一応の確認なのですが、この制度の活用の際の財源としてはどうなっておりますでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

この制度は、特別交付税措置があるものでございます。一般的な企業派遣型につきましては、起業人の受入れ準備経費として措置率が0.5、上限額が100万円、派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れに要する経費として1人につき年間上限額が590万円、起業人が発案・提案した事業に要する経費として措置率が0.5、上限額が100万円、これらの特別交付税措置がございまして。

○新井田委員

やはり来ていただくとあれば、活用をしっかりすべきであると考えます。

一般質問の御答弁で、令和6年度から派遣期間満了となった起業人の後任の活用についても伺っておりましたが、現時点で後任の派遣のめどがついていないということで、その要因についてはいかがでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

少子高齢化による労働力不足により、社会全体でデジタル人材が不足していること、また、近年のICT技術の急速な発展やDX推進により、民間・自治体を問わず、デジタル人材のニーズが高まっていることなどが要因と考えております。

○新井田委員

やはりこの部分でも、人材不足の影響が結構大きく出ていることが分かりました。特にデジタル分野において、その知見はやはり専門性が高く、かつ自治体DXの取組には欠かせない外部人材となっていると感じます。真っ先に取り合いになるのではないかと、何となく分かる気がいたします。

しかし、この実績ではデジタル分野もさることながら、観光や地域課題解決、また雇用対策など、幅広い制度で活用できることとなっておりますので、デジタル分野での公認派遣を進めるのと並行して、先ほどお聞きしたデジタル分野以外の活用の検討の部分も改めて各部署ごとで検討を進められてはどうかと思います。

ほかの分野で、例えば、今、北海道内で厚真町が募集しております。募集内容としては特に業務を特定せず、厚真町の自然豊かなフィールドを生かす取組や地域課題の解決など、幅広い業務で募集しており、業務内容については御相談くださいというものです。そのほか、庁内での新規事業立ち上げ等にも御相談くださいという部分もありました。

業務内容を指定せずに募集しているところもあり、少しびっくりはしたのですが、また昨年度から副業型の地域活性化起業人、今年度からシニア型地域活性化起業人という各活用について、社員が副業として、また退職したシニアも活用可能ですとありました。

この副業型地域活性化企業人とシニア型地域活性化起業人について、どういうものか、お示しいただけますか。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

まず、副業型地域活性化起業人制度は三大都市圏、または三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に所属する個人と自治体が契約を結ぶものでございまして、また、シニア型地域活性化起業人制度は企業等に在職した経験があり、現在三大都市圏、または三大都市圏外の指定都市等に居住している個人と自治体が契約を結ぶものでございまして、いずれも企業人材の専門的なノウハウや知見を生かして地域活性化を図る取組に対して、総務省が財政支援を行う制度でございます。

○新井田委員

改めて、企業型地域活性化起業人とともに2種類の起業人が制度として増えたという認識になるかと思えます。

ほかの自治体が観光振興で企業人活用をしているからとは言いませんけれども、本市にとっては何か活用することで、課題を解決できたり本市の観光戦略において前進するようなきっかけ、また、企業誘致や雇用対策なども本市としてもしっかり取り組まれている中でも、こういった起業人に来ていただいて、しっかりと知見を生かして活用できる分野もあるのではないかと。

先ほども少しお話ししていただいたのですが、デジタル分野での起業人の活用を継続しながらその効果を見て、各部署における民間の知見を活用して進められていく分野がないものか、今後、検討されていくところの所感をお聞かせください。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

民間企業の専門知識、業務経験、人脈、ノウハウを活用し、地域の課題解決を図る手段として有効な制度でありますけれども、受入れ側である本市の体制の構築や、活用する人材への明確な役割や課題などの意識の共有を十分に行うことが必要であるため、庁内においてしっかりと議論を重ね、活動の成果が期待できる分野について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○新井田委員

しっかりと庁内での議論を進めながら、ぜひ活用に向けて進めていただきたいと思います。

デジタル分野での人材育成や自治体DXの観点からも、やはり起業人の活用は引き続き進めていただきつつ、副業型、シニア型の制度も増える中で、効果を見て進めていただきたいと思いますというところであります。

他分野でもそうですけれども、デジタル分野の活用でも違う観点として例があったのでお話しさせていただきますが、福島県福島市での実績で、企業派遣型の活用で富士通 J A P A N 株式会社の方により、中小企業や団体のデジタル化の底上げというところで、市内の中小企業や団体が抱える課題をデジタルの力で解決するため、ノウハウを持つ個人や企業とマッチングさせる福島市デジタル人材バンクを運営し、地域DXに寄与しているという実績もありました。民間との関わりという部分でも、起業人の活用という部分でもしっかり活用できるのではないかと

うところで、例示させていただきました。

本市でも、やはり中小企業や団体も数多くある中で、いろいろと企業間によってデジタル分野での推進具合も差があると思いますので、そういった方向での活用も有効ではないかと考えるところでありますので、ぜひ分野を問わず幅広く制度活用を検討していただけたらと思います。

◎電波法改正に伴う本市への影響について

次に、電波法改正について伺ってまいります。

まずは、昨年12月で、使用期限の激変緩和措置も終了しているアナログ簡易無線局については、以前の御答弁であったとおり、対象となる無線局もなく、今回の御答弁であった市民や事業者への周知に係る国の協力要請も現在までには受けていないということで分かりました。とはいえ、旧規格の特定小型電力無線機器に関しても、現在は当面の間、使用期限の延長をされておりますが、いずれ来るであろうこの期限に備えるべきであると考えて、このたびの質問をさせていただきます。

電波を発射するワイヤレスマイクや送信機、インカムやアンテナ、旧規格に基づいて製造されたものが対象になってしまうようではありますが、一般質問の御答弁でもありましたが、更新に必要な設備の有無について把握してまいりたいと考えておりますとありました。

改めて、一般的な機器でどのような機器が対象となりますでしょうか、お聞かせください。

○（総務）総務課長

今回の電波法改正に伴う対象機器なのですが、古いスプリアス規格で認証を受けた電波を発する機器全てが対象となるということになります。その中で、具体的な製品になりますと、主にワイヤレスマイクやトランシーバー、無線機などが対象となります。

○新井田委員

それでは、そういった機器がある施設などはもちろん更新していくことになると思うのですが、市有施設において更新した例についても一般質問の御答弁でお示しいただいておりました。

令和5年度で小学校1校、令和6年度で小樽市総合福祉センターや小学校3校で更新しているようですがけれども、具体的にどういう機器を更新したのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

令和5年度に小学校で更新している機器についてなのですが、こちらはワイヤレスマイク1台を更新してございます。

令和6年度に小学校で更新している機器につきましては、ワイヤレスマイク2台とワイヤレスチューナー2台、ポータブルワイヤレスアンプ2台を更新してございます。

○新井田委員

やはり施設によって、機器の多い、少ないというのがあるということも分かりました。

令和5年度と令和6年度で更新していますけれども、更新の考え方として、そういった機器については、今後の役割とか使用状況を鑑みて、例えば更新せずに廃棄するということもあり得るのでしょうか。過去にそういった例があれば、併せてお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

機器が不要となったことで廃棄したという事例はございますが、更新せずに廃棄のみを行うということはありません。

○新井田委員

基本的には更新の方向でということでした。

それでは、更新にかかった費用というのはどのくらいでしょうか。また、財源は何でしょうか、お聞かせください。

い。

○(教育)施設管理課長

更新した機器にかかった費用についてということですが、令和5年度につきましてはワイヤレスマイク1台で2万9,480円、令和6年度につきましてはワイヤレスマイク2台とワイヤレスチューナー2台、ポータブルワイヤレスアンプ2台、合計で43万4,874円となってございまして、財源につきましてはいずれも一般財源となってございます。

○新井田委員

やはり施設によって、台数によっても差があることが分かりました。

更新した実績で、小学校という部分で市内の別の小学校や中学校も対象になり得る機器があるということなのでしょう。また、どういった機器や設備がありそうでしょうか、お示してください。

○(教育)施設管理課長

小・中学校において当面の間、使用期限が延長されている機器で、今後、更新しなければならない機器は、ワイヤレスマイクやインカムなどが対象でございます。

○新井田委員

そうしたら、詳細はまだ把握されていない状況ということではよろしかったでしょうか。

○(教育)施設管理課長

詳細につきましては、令和3年度に小・中学校に調査させていただきまして、そのときに把握させていただいたのがワイヤレスマイクやインカムなどということでございます。

○新井田委員

令和3年度にしっかり調査もされていたことが分かりました。

そういった機器や設備を更新する際に、更新期間はどの程度かかるものでしょうか。

○(教育)施設管理課長

更新の期間なのですが、令和6年度に発注したワイヤレスマイクやチューナーを更新した実績から申し上げますと、おおむね発注から二、三週間で更新できるものと考えてございます。

○新井田委員

とはいえ、今、使用期限延長の中で、実際にここまでという期限も決まっていないところもあるので、なかなかすぐにはいかない部分もあったり、先ほど財源も少しお聞きしましたが、やはり高い安いが施設ごとに違うことも分かりました。

そうであれば、本市全体でのこのスケジュール感も大事になってくとも思うのですが、やはり一番大事なのは、市として漏れなく更新していくために、何か対応は考えておりますでしょうか。

○(総務)総務課長

私どもも最終的に漏れがないように順次切り替えてまいりたいと考えておりますので、機会を捉えて各施設の担当課に周知するとともに、更新に必要な設備の有無については改めて把握してまいりたいと考えております。

○新井田委員

しっかり漏れなく準備していただきたいと思います。

やはり何事も早めに進められるものは早めに進めていただけることが理想ではあると思いますが、一定程度のスケジュール感を持って進めていただきたいと思います。

また、使用期限延長の期間のうちに進めること、人材不足で、やはり日常業務の多い中で職員の方々が把握されるという部分もあると思いますので、スケジュール感も意識しながら今できることをしっかり推進していただきたい、漏れのないように対応していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

◎合理的配慮について

次に、合理的配慮について伺ってまいります。

御答弁にあったように、平成28年4月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法の制定に伴って、小樽市職員対応要領を策定し、庁内ポータルサイトへの登載や職員の皆さんに対しての説明会を開催したりと、意識向上に努めてきておられることが分かりました。令和6年4月の法改正においても要領を改正するとともに、国からの情報共有も庁内でされているということも分かりました。

ここで一つ、継続的な意識向上という部分では、何か研修や説明会などは設けておりますでしょうか。例えば、日常的に自主的に庁内のポータルサイトでの情報を個人で拝見して学んでおられるものなのか、その辺をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

継続的な周知につきましては、昨年4月にメール周知、それからポータルサイトは実施しておりますが、現在、研修会、説明会等の実施はしてございません。

○新井田委員

では、法律の改正などに伴っての周知ということとどまっていることが分かりました。

それであれば、例えば新卒者採用されたときですとか中途採用された際などの、合理的配慮について知っておかなければならない情報は、ある程度、入庁時に研修などを受けたりするものなののでしょうか、お示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

令和6年4月、法改正があった年につきましては、新規採用職員向けの研修で合理的配慮についても扱っております。今年度は実施しておりませんが、次年度に向けては業務の都合と合わせて検討しまして、組み込むことが可能であれば実施したいと考えております。

○新井田委員

日常の多忙な業務の中でというところもあると思いますので、ほかにも知っていただかなければいけない情報もたくさんあると思います。やはり実際に働く職員の皆さんに学んでいただける機会をしっかりと設けていただければと思います。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する小樽市職員対応要領も拝見させていただきました。その中で、管理監督者、いわゆる課長相当職以上の職員の方を中心に、部署においての障害を理由とする差別の解消の推進をされるということで御対応したり、御判断されるということで捉えたのですけれども、よろしかったでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

管理監督者の責務として管理職が適切に対応することになります。

○新井田委員

各部署の管理職の方がしっかりと責任を持って対応されることが分かりました。

要領には、内容が多岐にわたる場合など、担当部署が不明瞭な場合には、福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループで対応するものとするところとありましたので、多様なケースに合わせて対応していかれることと思います。

一般質問でもお伝えしましたが、まず、自治体においては職員の皆さんの認識が大事であると。さらには、令和6年4月からの民間事業者に対しての合理的配慮の提供の義務化を機に、本市でどう浸透しているかという部分でも認識確認したかったところではありますが、さらには、障害者の方々がそもそも認知されているのかという部分でもどうなのかという点でも気になっておりました。

民間事業者への普及・啓発に関しては、市のホームページや広報、また民間主体の普及・啓発にも市として協力をしているということで御答弁いただいておりますけれども、障害者の方への普及・啓発ではどういった取組がなされておりますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

障害のある方への普及・啓発につきましては、これまでも障害福祉の団体を通じるような形で周知はしておりますが、また、国の責任においても周知されるべきものと考えてございます。

○新井田委員

団体を通じてしっかりと普及・啓発の取組がなされていることが分かったのですけれども、本市でおられるかどうかは分からないのですが、調べると、そういった団体や協会に所属していない障害者もおられることがあったのです。例えば、そういった方がおられるのであれば、そういった方へはどういった周知などの取組になっているか、お示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

団体で所属していないような方につきましては、スポットで周知しているということではございませんが、あくまでも国が中心となり各団体へ周知し、また、その関係者から障害者へ周知されてきたという認識がございます。

ただ、市としましては、これまで広報おたるや市のホームページにおいて周知してきているところでございます。

○新井田委員

関係者の方や広報、ホームページを通して周知しているという取組が分かりました。

やはり障害者の方の中で、そもそも分からないとか知らないという方がいらっしゃるごとの心配があり、そうなると、要望もされにくい状況、建設的対話という部分が生まれにくいという声もあるようです。

本市全体の意識の確認というのも、令和6年4月の法改正から1年以上が過ぎて、市の職員、また民間事業者、障害者の方、それぞれにおいて、例えば現状把握として合理的配慮の提供の認識の確認などはできないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

認識等を把握することはできないと考えておりますが、市長答弁でも申し上げたとおり、機会のあるごとに周知し、理解を深めてもらうように努めてまいりたいと考えております。

○新井田委員

質問は以上になりますが、現状の把握ができれば、やはり本市としてどのぐらい認知されているか、それによって周知の仕方ですとか、どこにそういった情報をどう届けられるのかというところを改めて考え直すきっかけになるのかという部分でお聞きいたしました。

市の職員や民間事業者、障害者の方、本市全体としても多くの方にやはり知っていただくために、広報やホームページも通して周知されていることも分かりました。

それ以外の部分でもできることを研究していただいて、やはり誰もが住みやすい、暮らしやすい共生社会の構築という部分で一つ一つ積み重ねていっていただきたいと考えます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。